

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（3）			
日 時	平成 28 年 10 月 6 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 9 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	林下委員長、秋元副委員長、安齋・酒井（隆裕）・松田・ 酒井（隆行）・佐々木・新谷・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、 産業港湾部参事、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、酒井隆行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。斉藤委員が松田委員に、鈴木委員が酒井隆行委員に、濱本委員が山田委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、小貫委員が新谷委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務部長

きのうの安齋委員の質疑における私の発言におきまして、参与をなぜ囑託員として雇うことになったのかという経過についての質疑の中で、参与の任用何の決裁が終了した日を「6月10日」と発言いたしましたが、正しくは「6月9日」の誤りでしたので、訂正させていただきます。

以後、このようなことのないように気をつけてまいります。大変申しわけございませんでした。

○（総務）秘書課長

昨日、新風小樽安齋委員からの資料要求があり当委員会に提出させていただきました資料に誤りがございましたので、報告させていただくとともに、資料の差しかえをお願いいたします。

訂正箇所についてでございますが、まず1点目でございます。平成27年6月9日に「囑託員としての「参与」の新設と任用について起案」と記載しましたが、正しくは「囑託員としての参与の新設と任用について起案、決裁」と訂正させていただきます。

次に、2点目でございますけれども、平成27年6月10日に「参与任用起案」と記載しましたが、正しくは「参与任用」でございます。

次に、3点目でございますが、同じく平成27年6月10日に「予算流用要求書決裁」と記載しましたが、予算流用要求書の決裁日は平成27年6月9日でしたので、平成27年6月9日のところの2行目を「予算流用要求書を起案、決裁」に訂正させていただきます。

続いて、4点目でございます。「H27・6・30～ 予算特別委員会」と記載しましたが、正しくは「H27・6・26～ 予算特別委員会」の誤りでしたので、訂正させていただきます。

次に、昨日の安齋委員の質疑における参与の任用に至る経過につきましては、参与を雇いたいという前総務部長からの指示があり、身分や勤務条件などの協議をし、6月9日に囑託員としての任用起案を作成したものであります。

また、「なぜ囑託員であったのかということについて私からはわからない」という趣旨で発言をいたしました。昨日の前総務部長からの聞き取りの中で確認ができましたので、「前総務部長との協議の中でどの身分がよいかということを検討した結果、最終的に囑託員として任用することに決まった」という発言に訂正をさせていただきます。

以後、このようなことのないよう気をつけてまいります。大変申しわけございませんでした。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

今の点ですが、訂正するということではありますけれども、「なぜ……わからない」と言ったところを削除するのか、ただ言い間違いだったのかがはっきりしておりませんので、私、先ほど、その部分を訂正して取り消したほ

うがいいのではないのでしょうかと前段で内々に話していたのです。取り消すのかどうか明言されていなかったのと、それをどういうふうに訂正するのかというのが、今の言葉で訂正なのか、それとも議事録で、文言上を訂正するのかははっきりしないので、その点、委員長から促していただきたいと思います。

○委員長

ただいま安齋委員から申し出がありましたけれども、その点についてはどうですか。

○総務部次長

ただいまの件につきましては、ただいま秘書課長が答弁させていただいた内容で訂正ということでお願いをしたいと思っています。お願いいたします。

○安齋委員

細かいところで大変恐縮なのですが、文言を訂正、議事録として発言したところを訂正するのか、今の言葉をもって訂正するのか、それとも「なぜ……わからない」と言ったところを取り消すのか、その点どうなのかというところをはっきりしていただかないといけないと思っているのですが、いかがでしょうか。

○総務部次長

先ほど私からはわからないという趣旨の発言ということでお話ししましたが、その部分を、「前総務部長との協議の中でどの身分がよいかということを検討した結果、最終的に嘱託員として任用することに決まった」と訂正させていただければと思います。

○委員長

安齋委員、よろしいですか。

○安齋委員

最後の確認ですが、今の発言をもって前段の「なぜ……わからない」と言った部分を訂正することになるという理解でよろしいですか。

○総務部次長

そのようにお願いいたします。

○委員長

この際、委員長から一言申し上げます。

ただいま昨日の委員会における理事者の発言の訂正について発言がありました。確かに昨日の理事者答弁を聞いておりますと、いかにもあやふやな答弁をされているという印象でありましたが、昨年来、答弁を後に修正したり、削除したりすることが常態化しているように感じております。

しかし、不確実な答弁をして、それを翌日に改めて修正されてしまっただけでは、前日にその答弁をもとに行われた委員の質問が全く意味のないものになってしまうこととなります。そういったことを踏まえていただきまして、答弁に際しましては、事前に確認できるものはしっかりと事実確認をするなどして、不確実なまま答弁することなく、事実に基づきはっきりとした答弁をしていただきたいと思います。

昨日、不確実な答弁をされたことに対しては猛省していただくとともに、理事者におかれましては、改めて不確実な答弁により委員会審議が混乱するというのを強く自覚していただき、今後このようなことが二度と起こらないよう御留意いただきたいと思います。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、共産党、民進党、自民党、新風小樽の順といたします。

公明党。

○松田委員

事務執行状況及び決算説明書に基づき、質問させていただきます。

◎臨時職員の賃金について

最初に、臨時職員の賃金についてお伺いいたします。

昨日、他会派の方から質疑で、参与を雇用するときには臨時職員にするのか嘱託員に採用するのか協議したというようなことも述べられていましたが、そもそも臨時職員と嘱託員の違いは何なのか、もう一度確認したいと思います。

○（総務）職員課長

臨時職員と嘱託員の相違点ということで、主なものを御紹介させていただきたいと思います。

まず、職としまして、臨時職員は常勤の一般職になりまして、嘱託員につきましては非常勤の特別職という扱いで任用をさせていただいております。

任用根拠もそれぞれ異なりまして、臨時職員につきましては、地方公務員法、それと地方公務員の育児休業等に関する法律の規定を使っております。嘱託員につきましては、地方公務員法第 3 条 3 項第 3 号の規定に基づいて任用しているということで、地方公務員法の適用関係で申しますと、臨時職員は適用あり、嘱託員は適用なしとなっております。実際の任用形態で大きな違いで申しますと、勤務時間がやはり一番大きな違いかというふうに思っております。臨時職員は通常の正規職員と同じで 1 週間当たり 38 時間 45 分、嘱託員につきましては 1 週間当たり 29 時間の範囲内で任用するという事になってございまして、これは正規職員の 4 分の 3 以内ということで、よく 4 分の 3 職員なんていう形で言われるのですが、そういう形で違いがあると思います。

基本的に、臨時職員は正規職員の代替職員というような形で配置されるのに対しまして、嘱託員は特別職ということですから、地方公務員法上の考え方と言いますと、専門的知識とか、そういうのを活用して任用するというのが、一応建前はそういうような形になっているかと思っております。

○松田委員

今、説明いただきましたけれども、臨時職員はどのようなときに雇用するのでしょうか。その点についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

臨時職員の任用の根拠ということで、先ほど法律を紹介させていただきましたけれども、地方公務員法第 22 条第 5 項の中では、緊急の場合または臨時の職に関する場合、臨時職員を雇用できるということになってございます。この緊急の場合、臨時の職に関する場合ということですが、解説書によりますと、緊急の場合については、具体的には、災害が発生しその復旧に緊急の人手を要する場合、年度中途に施設が完成して供用され、正規の職員を補充するまでとりあえず要員を充足する必要がある場合などが例示として挙げられてございます。臨時の職に関する場合につきましては、業務が一時的に多忙となる時期に雇用される、いわゆるパートタイマーなどを指しているというような解説になってございます。

それともう一点、地方公務員の育児休業等に関する法律におきましては、育児休業中の期間の代替職員として臨時職員を任用できるということになってございます。

今御紹介いたしました根拠に基づきまして臨時職員を採用するという事になりますので、こういうようなケースに限って任用できるということになると思っております。

○松田委員

それでは、現在、市では臨時職員はどのくらいいるのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

臨時職員の人数ということで、現在、私のほうで把握している直近の数字、9 月 1 日現在になりますけれども、

その数で申し上げますと109人ということになってございます。これは、職員課の予算で任用している者ばかりではなくて、それぞれ業務多忙で任用する場合は各課の予算で雇用していますので、そのような職員も含んだ数になってございます。

○松田委員

それであと、決算説明書によれば、職員課の賃金の決算額は2,800万2736円となっていますけれども、参与の報酬は当初から予定していなかったもので、賃金から流用したというふう聞いております。

それで、参与の嘱託報酬に流用したことによって臨時職員の賃金について不足は生じなかったのかどうか、この点についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

前段で、今、松田委員から御紹介いただいた数字、2,800万2,736円という数字なのですが、この数字、職員課の持っている予算と総務課の賃金予算が加わった額になっていますので、職員課の所管の予算での決算額については、2,721万6,821円、これが決算額になってございます。

最終的に不足した額ということではございますけれども、66万7,966円、これが職員課の所管する臨時雇用者賃金の不足分になってございます。

○松田委員

では、今、流用したことによって不足したというのですけれども、では不足分はどのようにして補填したのでしょうか。

○（総務）職員課長

最終的な補填は、職員課で持っている予算の中で社会保険料がございまして、そちらから流用という形で補填してございます。

○松田委員

通常、流用できるというのは、流用元の予算に余裕があるからできるのであって、流用元が不足してしまうということは、本来は流用できないと思うのです。もともと、今回、参与の嘱託職員が三百何万円と計上することによって流用したと聞いていますけれども、そういうこと、それをやったことによって本来の流用元である賃金が不足するということはあるのではないかなというふうに思うのですね。その点については、どのように感じていますでしょうか。

○（総務）職員課長

おっしゃるとおり、流用する場合には、本来は余裕のあるところから流用すべきということは基本的な考え方としては持っています。

私どもの臨時雇用者賃金につきましては、病気休暇とか、産前産後休暇とか入った場合の代替職員の賃金ということですので、今年の6月段階では最終的にどうなるかというのは見えないところもあって、結果的には足りないということにはなったのですが、その段階で確実に足りないという状況にはなかったということではございますので、緊急に雇用することになったということで、そのときの応手手段として臨時雇用者賃金から流用したということだとは思ってございます。

（「つけ焼き刃じゃないですか」と呼ぶ者あり）

○松田委員

きのう我が党の斉藤委員から、参与に絡んで任用自体を否定する議会意思が示されたのに報酬を払い続けるのは違法というふうにして追及して、そのときに流用の手続自体は正当だったと御答弁いただきましたけれども、やはり少し腑に落ちない部分があります。

今年度は何とか補充できましたけれども、もし今後こういうようなことがあったときに、本来的に流用元が不足

するというときには、流用したところから一回返してもらって、流用してもらったほうは今度違うところから流用するのが本来ではないかなというふうに思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

(「流用を繰り返さなきゃいけないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

もう一回……

(「いいんです、松田さん。答弁させたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

○財政部長

流用そのものには、特段そういった制限というのは法的にはございません。

(「いや、そういう話じゃなくて、流用を繰り返さなきゃいけないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「いやいや、聞いてること違いますもん」と呼ぶ者あり)

(「いや、ちょっと、委員長。だめですよ。ちゃんと答弁してもらってください。法的な話じゃなくて」と呼ぶ者あり)

先ほど職員課長からも答弁ございましたとおり、ある程度、その時点ではどのくらい不足が生じるだとかなんとかというのは、今回、臨時雇用者賃金の部分ですけれども、一定程度余裕を持った予算だったものですから、そちらの、その時点では流用できるかという予測、不足しないという予測のもとで流用したわけでございます。その後、最終的に流用、その臨時雇用者賃金が不足したということについて、そこをどのように流用するかという部分については、それは特に制限はございません。

(「いやいや、そうじゃなくて。違うでしょう、質問」と呼ぶ者あり)

(「いやいや」と呼ぶ者あり)

(「委員長、違いますよ、答弁」と呼ぶ者あり)

(「聞いていることと違いますよ。流用を繰り返すことになりませんかという質問をしてるんですよ」と呼ぶ者あり)

(「足りなくなったらほかのところから流用しなければいけないんじゃないですかということには全然答えてないですよ」と呼ぶ者あり)

今の件で申しますと、あくまでも一旦、臨時雇用者賃金から報酬に流用いたしました。このときの判断としては、当然、臨時雇用者賃金が不足するという判断はない中で流用してございます。

ただ、最終的に不足したことについては、これはまた予算の手だてをしなければなりませんので、それはその不足する流用をどこから持ってくるかということについては、そのときのほかの予算の執行状況等の判断のもとで流用するということになります。

(「さっぱりわからない」と呼ぶ者あり)

(「ちょっと、委員長、違いますって。それで進めたらまずいでしょう」と呼ぶ者あり)

○松田委員

今、私が言いたかったことは、要するに、もともと臨時雇用者賃金自体も当初は余裕があったから嘱託報酬に流用しました。ところが、現実になったときに、自分のところが結局足りなくなって、ほかのところから持ってくるわけではなかったわけですね。それを言っているのです。

そのときは、1回、その嘱託報酬のところから一旦その不足分を返して、そして、この嘱託報酬は違うところから流用しなければならないのではなかったのでしょうかということなのですから。

○財政部長

ならなければならなかったのかと言われれば、決してそうではなくて、やはりその目内のほかの流用する財源があれば、そちらから流用することについては問題はないということでございます。

(「目内で流用を乱発していいのか」と呼ぶ者あり)

○松田委員

何かやはり腑に落ちませんけれども……

(「腑に落ちないんだったら、もっとやったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

安斎委員、静粛をお願いします。

(「ちゃんと裁いてください」と呼ぶ者あり)

○松田委員

ですから、私が言いたいのは、本来、もともと余裕があつて補足するならいいのです。ところが、自分のところが、流用元がもともと不足してしまったのだから、今度、不足のところはまた違うところから持ってこなければならぬわけですよ、今回は。社会保険から持ってきたと。ですよ。

だから、嘱託報酬は臨時雇用者賃金から持ってきたのですから、本当はこの臨時雇用者賃金は流用、本来でいけば、ほかのところから持ってくる必要がなかったわけですよ。

(「そうなんです」と呼ぶ者あり)

ですから、それだったら初めから、嘱託報酬はもう流用してきているのだから、1回その不足分、臨時雇用者賃金の不足分を返して、この嘱託職員の嘱託報酬はもともと不足して持ってきているわけですから、また違うところから逆に、それこそ、その嘱託報酬は違うところから、臨時雇用者賃金ではなくて持ってきたほうがいいのではないですかという意味なのですけれども。

○財政部長

考え方としては、そういうふうにすべきだったのではないかと問われれば、それは否定はしませんけれども、ただ手続論的に言うと、決して持っていってところから戻さなければならぬとかというものはないものですから、あくまでも最終的に流用する段階で余裕のある費目から流用したということについては、特段問題なかったというふう考えております。

(「話そらされてるよ。否定はしないと言ってるのに」と呼ぶ者あり)

○松田委員

今までもこういった、今回はこういうケースですけれども、ほかのときにもこういったケースはあったのでしょうか。

○財政部長

よくあるのが、燃料費、燃料代とかが高騰しているときに不足すると、そういったときに、どこか、その時点で流用できるところから持ってきて、ただ、その持ってきたところがまた最終的に不足するというふうな中でまた違う節から流用するという、そういうパターンはあります。

(「全然違うもん」と呼ぶ者あり)

(「賃金の話でしょう。燃料の例えじゃなくて人件費の」と呼ぶ者あり)

(「燃料費とは全然違う」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「いやいや、違うでしょう。燃料費は」と呼ぶ者あり)

○松田委員

やはり、先ほど言いましたように人件費というのは本当重要なことだと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

(「人件費でやっている例があるんですか」と呼ぶ者あり)

○財政部長

人件費でそういう事例があったかどうかという部分については、今資料がございませんのでお答えできません。

(「燃料費とは全然違うよ、問題が」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと答えてもらったほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○(財政) 財政課長

きのうも答弁しましたけれども、人件費の流用の例としまして、報酬額の改定とか、そういったもので流用が必要となりまして、そのときの時点では不足が見込まれると思っていたのですが、結果的に不足というか、その流用元から不足することになり、新たに流用するという事は事例としてはあります。

(「改定の話してないでしょう。予定していなかった職員を雇って」と呼ぶ者あり)

(「無理にするからこんなことになるんだ」と呼ぶ者あり)

○松田委員

法的に問題がないというのであれば、そのようにするしかないということですよ。法的に問題がない、今までそういった例があって、法的には問題がないということですね。

(「全然違うケースだよ」と呼ぶ者あり)

○(財政) 財政課長

執行科目である目、節の流用につきましては、基本的には制限される規定はございませんので、そういった場合についても法的には問題はないものと考えております。

(「それ、問題ないって言わせちゃってますよね」と呼ぶ者あり)

(「その問題とこの問題は違うからさ」呼ぶ者あり)

(「全然ケースが違いますよね」と呼ぶ者あり)

○松田委員

では、この点については、今後またこういうことがないようによろしく願いいたします。

◎移住促進事業について

移住促進事業について質問させていただきます。

今、どこの自治体でも人口減少に悩んでいます。そして、いかにして人口減少に歯どめをかけるか、そしてどのように人口をふやすかが喫緊の課題になっています。

そこで、私たち議員も行政視察先として選ぶ場合、人口がふえている、移住者がふえているということを聞けば、どのような取り組みをしているか、とても気になって視察に行くこともあります。

そこで、毎回お伺いしているのですけれども、移住促進事業についてお伺いします。

昨年も、首都圏で開催された移住フェアに参加されたようですが、移住フェアの来場者数と小樽へ関心を示された方などの状況をお聞かせください。

○(総務) 企画政策室富樫主幹

ただいま御質問のございました移住フェアにつきましては、昨年11月に東京都の都立産業貿易センターにて開催されました北海道暮らしフェアへの出展ということになるかと思います。

来場者につきましては、フェア全体で1,300名、そのうち本市ブースへの来場者は35組47名だったところでございます。

行政だけでも63自治体の出展があったフェアでございましたので、ほかのブースでは、終了間際になると相談者がいなくなるとか、そういったようなケースございましたが、本市ブースにおきましては、おかげさまでもちまして開始から終了まで途切れなく相談者があったところでございます。相談者の年齢層もさまざまではございますが、多かったのは30代から40代の相談者が多くございまして、その相談の中心は住まいに関するものでございました。

本市ブースの来場者のほとんどは、移住や長期滞在に関心がある方がそもそもいらしていますので、中には夫婦で起業を考えるなど、真剣度の高い移住者の方というか、移住相談もございましたけれども、実際のところ、7割ぐらいの相談者の方は、移住のための検討であったり情報収集であったりとか、こういったことを来場目的にしているというふうに理解してございます。このように、すぐに移住を考えているという状況ではないものの、実際に移住が実現する、要は住まいであったり仕事であったりとかというところが恐らく相談内容と合致していますけれども、課題であろうというふうに考えてございます。

○松田委員

移住・起業希望者の小樽体験ツアーを実施して、そこで8人が参加となっておりますけれども、8人の内訳を移住と起業に分けてお示してください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住と起業に分けてということではございましたけれども、このツアーの名称自体が移住・起業というセットになったツアーでございますので、明確にそこは分類はしていないところでございます。

参加者は、首都圏から4名、札幌から4名というような内容となっております。

○松田委員

ツアーは、どのような形で行ったのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住・起業希望者の小樽体験ツアーの内容につきましては、移住、起業、あるいは空き店舗対策など、複数の課題を解消すべく、本年2月に初めて実施したものでございます。

ツアーの内容でございますが、一つ目としましては、空き店舗の視察ということ、二つ目といたしましては、既に移住されている方もいらっしゃいますものですから、そういった方々との、あるいは地域の方々との懇談会あるいは意見交換会というような形でやってございます。三つ目でございますが、起業をテーマにしたツアーでございますので、起業などに関するセミナーを実施しております。あとは、時期的に雪あかりの路という時期でもございますので、市内視察もあわせてセットにしてございます。

○松田委員

この8人がツアー参加しましたけれども、実際に、その後、小樽に移住した方はいますでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

現時点では、まだ小樽に移住をされた方というのはいりません。

○松田委員

移住相談が104件というふうに載っていますけれども、どのような内容の相談が多いのか、その内容についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住相談につきましては、話題が変わりまして、私どもの移住相談ワンストップ窓口で受け付けている相談の件数というふうに理解してございます。

この移住相談の主なものとしたしましては、104件のうち、住まいに関するものが28件、仕事に関するものが20件、お試し移住に関するものが25件となっております。これは毎年、大体相談件数の上位を占めているところでございます。

○松田委員

移住決定件数が6人というふうになっていますが、この方々が移住したきっかけというのはどのようになっていますでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住決定した方 6 人という御質問でございましたが、実際のところ、6 世帯 14 人ということでございます。その前提でお話しいたします。

この方々につきましては、毎年とか、もちろん年ごとにもそうですし、移住者自体の相談内容によってもこれは変化するので一概には申し上げられませんが、この年度というか、平成 27 年に関しては、この 6 世帯の方々、住宅に関する問い合わせがほとんどでございました。したがって、住まいが見つかり次第、移住をされた方が多かったというふうに承知しております。

移住を具体的に考えている移住者の方につきましては、あるいは住まいであったりとか、仕事であったりとかというのが決まり次第移住をされているという例が多いかと思っておりますので、この二つが最終的に移住を決めるきっかけになり得るというふうに考えてございます。

○松田委員

以前お聞きしましたときには、この 6 世帯、この移住決定者というのは、窓口で問い合わせ、その中で把握できた人ということで、現実には相談を受けた方の中にはもう来ている方もいるとも聞きました。せっかく関心を示してくださったのに、その方々をそのままにしておくのはもったいない気がしますので、例えば転入してきたときに、この方々は何の理由で小樽に来たのかという、そういうアンケートをとるだとか、そういったことはできないでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住者のニーズにつきましては、非常にさまざまなものがございまして、まずは私どものワンストップ窓口で御相談にいらした方を中心に相談対応に重きを置いていきたいと考えてございますので、不特定多数のいわゆる転入者に対するアンケートというのは、当面は考えてございません。

ただ、移住が実現するまでには通常 1 年から 2 年タイムラグがあるということもございまして、私どもも移住者のフォローには非常に苦勞しているというようなどころでございしますが、移住・起業希望者の小樽体験ツアーなどのように、地域の方あるいは先輩移住者との交流の機会を設けたりとか、そういった意味で移住者のフォローについても、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

また、今、移住しようかどうか悩んでいる方に、もう既に移住してきた方が体験を語ってもらうだとか、移住促進ビデオレターをつくるだとか、そういった方法をいろいろと考えていただいて移住促進に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎小樽まちづくりエントリー制度について

次に、小樽まちづくりエントリー制度についてお聞きいたします。

多くの方の意見を市に反映させるために小樽まちづくりエントリー制度を導入しましたが、これは無作為に抽出した市民約 2,000 人に対し登録を依頼して、その中から各種審議会に参画希望のある方を名簿に登録して、委員に欠員のときや改選時に委員に就任してもらうという制度と聞いています。

この 2 月に 2,000 人に案内文書を送付したといいますが、初めてこのエントリー制度を聞いて、市民の方からの反応はどうだったでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今回のこのまちづくりエントリーの関係で御案内した方からの反応でございますけれども、おおむね、お問い合わせ等、お話を聞く限りでは肯定的な意見が多かったというふうに認識しております。

実際に登録された方に、志望動機ですとか、御意見ということで書いて提出いただいているのですけれども、代表的な意見としては、初めての企画ということもありますし、せっかく 2,000 人に選ばれたのでぜひ参加したいとい

うような御意見もございましたし、小樽の魅力についていろいろな多くの方々と意見交換をしたいといったような御意見をいただいております。

○松田委員

この2,000人のうち、実際に登録希望された方というのはどのくらいいたのか、また、年代ごとの人数がわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

2,000人の方にお送りいたしまして、132人の方から登録の申し出といたしますか、承諾をいただいております。

登録者、年代の内訳でございますが、まず10代でございますけれども、18歳以上の方に送っておりますので、18歳、19歳が対象になるかと思っております。10代については1名です。それから、20代につきましては9名、30代につきましても9名、それから40代につきましては20名、それから50代につきましては25名、60代が41名、70代が21名、80代が6名となっております。

○松田委員

今、2,000人に送って132人ということですが、この人数についてはどのように認識しておりますでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

当初、予算上、想定していた発送、返信に係る経費等の見込みで考えていたのが、2,000人のうち6%ということに積算させていただいております。実際に6.5%程という結果になっておりますので、ほぼ見込みどおりといたしますか、他市の事例なんかも見えますと、大体6%いくと結構返ってきたほうというふうに先行都市からも聞いておりましたので、それはほぼ満たせたのかなと思っております。

○松田委員

その132人の方については、六つの分野から選択し、登録するというふうに聞いていますけれども、分野ごとの人数をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

6分野で登録は可能なのですが、お一人につき第3希望まで登録できる形になっておりますので、合計の登録者132人とは一致しない延べ人数でお答えさせていただきます。

まず、生涯学習の分野でございますけれども64人、それから市民福祉の分野につきましては82人、生活基盤の分野につきましては33人、産業振興の分野につきましては57人、環境保全の分野につきましては73人、市政全般につきましては67人という形になってございます。

○松田委員

この方たちの就任状況についていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

就任の状況ということでお答えさせていただきます。

現時点でございますけれども、実際に就任済みの方、それから既に就任の承諾をいただいている方、合わせまして24人となっております。

○松田委員

この方たちの登録任期は平成30年3月までの2年となっております。中には登録はされたけれども、委員に就任されない方もいると思いますが、その方たちについてはどのように考えておりますでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

実際に132人の方が全員、委員に就任していただければベストなのですが、最終的に分母と分子の関係が難しい部分もございますので、登録された方に対して機会が生じた際に、市の関係する事業についての御案内というのをお送りしております。最近の例でいきますと、10月1日に観光に対するワークショップが行われていまして、

産業振興の分野に登録された方に開催の御案内をさせていただいてございます。

○松田委員

これは、広く皆さんに小樽に対しての意見を聞くという事業でありますので、これについてはまたよろしく願いたいと思います。

◎まちなか観光にぎわいづくり調査事業について

まちなか観光にぎわいづくりについてお聞きいたします。

これは、まち、中心市街地における国内外観光客の市場調査及び動態調査のための事業として、平成27年度の新規事業として予算づけされました。

しかし、国の地方創生先行型交付金が不採択になったことにより、予算額の委託料1,950万円に対し、執行額は367万3,240円になっていることは承知しておりますが、どのような調査をしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業振興）観光振興室嶋崎主幹

初めに御説明させていただきますけれども、本調査につきましては、平成27年度の28年2月、3月に、冬季調査を行い、報告書もでき上がっております。これに加えて28年度に春季、夏季、秋季の調査を実施し、2カ年度の結果を合わせたものが最終的な小樽観光振興のための報告書となります。

御質問のどのような内容でしたかということでございますけれども、三つの調査を実施いたしました。

一つ目としては、既存の観光施設、それから店舗、これの現況調査ということで、各施設店舗における観光客の利用、購買状況を調べるための調査でございました。

二つ目としては、観光客の動線調査ということで、これは中心市街地の8カ所において、観光客の移動状況、その傾向を調べ、人気のある動線や人の流れの向き、こういったものを把握するための調査でございます。

それから最後に、三つ目として、外国人観光客動態調査、これはこれまで宿泊客しかつかめていなかった外国人観光客に対して、各国語の話せる調査員が直接ヒアリングをして、観光形態や目的、好き好きといいますか、嗜好性などを国別に把握するための調査。

以上、三つの調査を行いました。

○松田委員

これからまた今年度も調査するという事ですから、まだ途中だと思っておりますが、この調査結果により、どのように今後の参考としていくのか、この点についてお聞かせください。

○（産業振興）観光振興室嶋崎主幹

どのように参考としたのか、また、今後していくのかということでございますけれども、結果といたしまして、観光客の動線調査で、それと施設店舗の現況調査によりまして、中心市街地における人気の動線、それから観光客の時間帯別の動向などが把握できました。

それと、外国人観光客動態調査では、国別の行動パターンや小樽に対する観光期待度、逆に不便な点や不満に思っていることなどがヒアリングできました。

観光協会や観光関連団体等と調査結果を共有することで、今後、小樽観光の経済効果を既存商店や飲食店により波及させるためのデータとして活用するという事はもちろん、民間事業者等にこの結果を積極的に公表していくことにより、それぞれの事業に役立てていただきたいと思いますと考えております。

一つ目の質問で、説明がぐどくなりますけれども、平成28年度も継続して実施してまして、27年度冬と28年度春、夏、秋の調査で通年ができますので、2カ年度を合わせたものをさらに分析して観光振興施策の重要な資料となるように取り組んでまいりたいと考えております。

○松田委員

特に、不便、不満なことについてお聞きしたということは大事なことでありたいと思いますので、今後ともよろしく

お願いいたします。

◎プレミアム商品券について

次に、プレミアム商品券についてお聞きいたします。

これは、地方の消費喚起や地方経済の活性化を図るための施策として、国や道の補助金を利用してやった事業であります。

それで、地域住民生活等緊急支援のための交付金というのは、基本的には地域における消費喚起に直接効果がある事業であれば、地方公共団体の裁量において自由に事業設計を行うことが可能というふうに聞いていました。その具体的な施策として、プレミアム商品券だとか、ふるさと名物商品券・旅行券などがあるというふうに聞いていましたけれども、小樽がプレミアム商品券を選んだ、どのような議論があってこのようなことになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）山本主幹

プレミアム商品券事業に決定した経過につきましては、国から示されたいろいろなメニューの中で、広く事業者ですとか、あるいは消費者の方に経済波及効果があること、そういったことが大事だということを踏まえて、限られた時間の中で議論する中でプレミアム商品券について決定していったというような経過でございます。

○松田委員

この商品券の取扱業者は1,208事業者というふうに聞いていますが、これは市内の事業者のどのくらいの割合でしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

このたび御登録いただきました1,208の事業所の内訳につきましては、小売業、それから飲食店ですとか、旅館、ホテル、それからクリーニングなど、さまざまな業種にわたっているところでございます。

そうした中で、小樽市の統計書の中から、事業所数ということで拾い出しをしたところ、今申し上げたような分類の中では2,676という事業所数がありまして、そのうち、今回、1,208事業所を登録いただいたということなものですから、参考数字ではありますが、おおむね45%程度というふうになるかと思えます。

○松田委員

プレミアム商品券における決算額が2億5,585万6,210円というふうに決算書に載っていましたが、この支払い金額の内訳についてお聞かせください。

○（産業港湾）山本主幹

この決算の内訳につきましては、プレミアム分の負担金分として1億9,969万4,235円、それからこの事業自体は小樽商工会議所に委託として行いましたので、委託料が発生しておりまして、その主な内訳について申し上げたいと思います。

委託料につきましては、合計額が5,616万1,975円でございます。内訳につきましては、当然、臨時職員等を雇う賃金がかかりますので、そういった経費で918万908円、それから需用費ということで、商品券の印刷代とか、印刷製本費が主になりますけれども、そういった経費が結構かかっておりますので、それが1,312万1,743円、それからあとアンケートとか、各種チラシとかの郵送料とか、そういったものも相当かかっております。取扱店に対する資料をお送りしたりとか、そういったものを含めて役務費という形で3,238万8,167円、そのほか委託料として、この事業のホームページ作成費ですとか、あるいは消費喚起の効果を測定するための調査の経費、そういったものがかかりましたので61万1,711円、ほかに、あとは事務室とか、それぞれ説明会の会場の借上料とか、そういったものが使用料及び賃借料で85万9,446円ということで、先ほど申し上げました合計の金額になっているところでございます。

○松田委員

当初、往復はがきによる予約申し込みが 1 カ月という期間だったのですけれども、結局完売できず、期間を延長したというふうに聞きました。それで、期間内に完売できなかった理由というのは、どんなようなことが考えられますでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

このたびの申込方法につきましては、購入希望者から希望冊数や引きかえ希望店舗等の記載した往復はがきで販売予約を受け付けしまして、受け付け処理した返信はがきと引きかえする予約販売という形をとったものであります。広報ですとか新聞ですとかホームページなどで周知は相当図ったものでございますけれども、実際になかなか周知が初期のころ行き届かなかった面もあったのかもというふうにも思いますし、あるいは往復はがきの手続の面で多少皆様の出足が遅くなったのかなというふうな部分もあるかというふうには考えております。

○松田委員

10万セットということなのですが、重複で購入した人もいると思いますが、結局、何人の方がこのプレミアム商品券を買い求めたのでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

1次募集と2次募集という形で行っておりまして、延べ人数という形でのお答えになりますけれども、1次で1万5,327人、それから2次で6,940人、合わせまして2万2,267人になっております。

○松田委員

家族で複数購入した人もいると思いますが、どのくらいの世帯の方が購入したのでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

世帯の購入した数につきましては把握しておりませんでしたので、申しわけありません。

○松田委員

これ、購入者にはアンケート調査を行って各種分析したと思いますが、アンケートの回収はどのぐらいいたでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

このアンケート調査につきましては、購入者のうち、購入順に1万人を対象に実施したものであります。実施期間につきましては、平成27年7月1日から27年11月末日までということでございます。回答数につきましては、有効回答数が845ということで、有効回答率が8.5%になっております。

○松田委員

このプレミアム商品券による経済効果はどのぐらいあったのでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

経済効果につきましては、このたび実施しました使用者アンケートによりまして、商品券の使用金額のうち、商品券の使用により、商品券がきっかけとなった金額というようなことで質問したところでございます。そうしましたところ、回答者1人当たりにつきまして2万9,543円という回答が得られました。これを回答者1人当たりの商品券の購入冊数6.5冊で割り返しまして、商品券1冊当たり4,545円の消費喚起効果があったと推計されております。これに総販売冊数の10万冊を掛けまして、事業全体の消費喚起効果としましては約4.5億円と推計しているところでございます。

○松田委員

すごい経済効果があったように思います。

それで、購入者だけでなく、事業者へのアンケートは行ったのでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

購入者の方へのアンケートは行いましたけれども、事業者の方のアンケートについては行っていないところがございます。

○松田委員

予約申し込みしていながら実際購入しなかった人というのはいると思いますが、どのくらいでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

これにつきましては、参考という形での御答弁になるのですが、予約の冊数という形での数字を把握しておりまして、予約したときの冊数が 6 万 7,741 冊だったので、実際に販売しましたのが 6 万 6,280、差額が大体 1,461 冊ということになります。アンケート調査でも、大体お一人 6.5 冊平均買っておりますので、1,461 冊を 6.5 で割り返したときに大体約 224 ということ、参考ですが、224 人ぐらいの方が実際に購入しなかったのではというふうにとめております。

○松田委員

プレミアム商品券を購入したけれども、使わなかった枚数というのは押さえていますでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

未使用の枚数につきましては、1,925 枚となっております。

○松田委員

あと、今後、もしこのようなプレミアム商品券の発行があったときに、経済効果もあると思いますし、もしこのような事業があれば、今後もし取り組む予定はあるのかどうか、その点について伺います。

○（産業港湾）山本主幹

国からもし同様の交付金なりの企画があった場合には、当然、経済効果の即効性ということもありますし、一定程度やはり経済効果があったというふうにも受けとめておりますので、実施に向けて検討するという考えはございます。

ただ、実施方法等についても、今回の実施したことを踏まえて、購入方法の点ですとか、そういった改善点を検証しながら検討していく必要があると思っております。

○松田委員

今後、こういうようなことが、経済効果もありましたので、今後、こういうようなことも取り組んでいただければと思います。

◎創業支援事業について

では、次に創業支援事業についてお伺いいたします。

これは、市内で新規創業する方に対し、創業に係る経費の一部を補助する制度です。そして、平成 27 年度から新設された事業ですが、これは事務執行状況説明書によれば補助対象者数が 6 名となっております。これを事務所等家賃補助、内外装工事費補助、利子補給などの補助対象に分けて、件数、補助金額についてお示し願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

平成 27 年度の創業支援補助金の内訳についてでございますが、合計につきましては 6 件でトータル 392 万 8,972 円という決算でございます。

内訳につきましては、事務所等家賃補助が 4 件で 52 万円、それから利子補給が 6 件で 11 万 7,972 円、内外装工事費補助

が 5 件で 329 万 1,000 円という決算の状況でございます。

○松田委員

決算書によれば、本来、予算額が 2,150 万円になっているのですがけれども、執行されたのが今言ったように約 392 万円ということで、執行率が 2 割にも満たない実績になっています。この要因については、どのように考えていますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在、創業支援につきましては、商工会議所と金融機関と市で連携しながら取り組みを進めてございまして、こういった取り組みの中で、平成 27 年度、18 件の創業された方がございました。そのうち自己資金で開業されている方が 5 件いらっしゃいまして、こういう方は創業支援補助金の対象とはしておりませんので、こういった部分の自己資金での開業、これが想定よりも少し多かったのかなということが、まず 1 点目として考えてございます。

それから、もう一点なのですが、予算額のうち内外装工事費補助、これが大きな割合を占めているのですが、5 件活用のうち満額の 100 万円を活用されたのが 2 件ということで、ここのところの差の分というのも、この予算の残の一つの要因になっているのかなというふうに考えてございます。

○松田委員

対象が 6 件だということですが、このほかにも、本当は申請したかったけれども、補助要件に合致しなかったのが 6 件にしかならなかったという、こういうことも考えられますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

補助要件のお話でいきますと、ただいま申し上げましたとおり、融資を受けているということは要件の一つにしてございますので、やはりこの部分が補助を受ける、受けないという部分では大きかったのかというふうな、そういう認識でございます。

○松田委員

この事業について、支援を受け成功している方もいると聞いています。新規創業を考えている方もいると思いますので、説明会を開いたり、周知方法を考えて、さらに、この事業についての内容を知らない方もいると思いますけれども、この周知方法についてはどのように考えていますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

創業支援補助金の周知につきましては、市のホームページでありますとか、あるいは広報おたる、こういった掲載のほか、年 1 回なのですが、私どものほうで商工業振興施策説明会というふうな、そういう説明会も開催してございますので、そういった中での説明、あるいは先ほど申し上げましたとおり金融機関と会議所の中で連携して取り組みを進めておりますので、そういった各関係機関へこの補助金のチラシをお配りし、PR もしていただいているというふうな、そういうふうな周知方法をとってございます。

○松田委員

この事業については、今年度も行われていますが、現在の状況はどうでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

連携して取り組みを進めている中で、会議所でワンストップの窓口という形を担っていただいておりますが、平成 28 年度、その窓口には 16 件、これは 8 月末になりますが、そういった件数でございます。

創業の状況につきましては、27 年度から相談が継続していて、28 年度に入ってから創業された方が 5 件、それから 28 年度に入ってから相談をされて創業をされている方が 5 件ということで、今年度に入ってから 10 件の創業ということ

で把握してございます。

○松田委員

徐々に浸透されてきているのだというふうに感じましたので、今後、この点についてもしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では次に、最後、教育委員会について、事務の点検及び評価報告書に基づき質問させていただきます。

◎樽っ子学校サポート事業について

樽っ子学校サポートについてお聞かせ願いたいと思っております。

これは、ホームページによれば、市内の小・中学校からの要請・協力のもと、放課後や夏休み・冬休みの長期休業中において、小樽商科大学の学生や市内在住の大学生・地域住民が小・中学校を回って行って取り組むというふうに関わっていますけれども、年々実施校もふえて、対象児童・生徒もふえていると聞いています。

ただし、見ましたら、38校あるうち実施しているのが32校ということで、まだ実施していない学校もあるように思いますが、実施するかしないかについてはどのように決めるのか、その点についてお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

この樽っ子学校サポート事業につきましては、学校の希望で派遣をしているのですけれども、その学校からの希望全てにこちらで応え切れていないという状況になっております。それで、毎年、授業は着実にふえてきていますので、今後ともそういう要望に応え切れるようにサポーターをふやして、今後とも拡大に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

○松田委員

サポートをしてくれるのは大学生と高校生ということなのですが、この人数というのはどのくらいいるかわかりますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

延べになりますけれども、派遣数が353人という形になってございます。

○松田委員

派遣先というのは、サポートしてくれる学生が決めるのか、それとも教育委員会で派遣先を決めるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

派遣先につきましては、教育支援活動推進事業を担っていただいています教育委員会に配置している3人の地域コーディネーターが、学校からの要望と、それとサポーターの仲立ちをしまして派遣を決めております。

○松田委員

この樽っ子学校サポート事業についての結果について、学識経験者は、大学生及び高校生からの学習サポートにより、そのサポートを受けた児童・生徒の増加が見られ、保護者からも、また、児童・生徒の放課後や長期休業中の学習支援について感謝の声が聞こえる、それで今後も継続を願いますというふうに関わっている方もいました。

未実施校については、今後どのように取り組むのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

この事業を周知するために、校長会等でこういう事業がありますよと御紹介をしたり、そういうことを行っております。

そのほかに、ボランティアがいなくてできない事業になっていますので、それにつきましては、平成27年度では町会

長との懇談会の場において、ぜひボランティアをお願いしますという呼びかけ等も行わせていただいております。

○松田委員

本当に大変喜んでいる声が聞こえてきますので、これからまた少しずつふやして、100%実施できるようによろしくお願ひしたいと思います。

◎おたる地域子ども教室について

最後の質問になります。

おたる地域子ども教室についてお伺いします。

このことは、一昨年も、昨年も、私、毎年のように質問させていただくのですが、そのときにいつも言うのは、開設できない学校がだんだんふえてきているということなのです。昨年の決算特別委員会でも今後の取り組みについてお聞きしたところ、ボランティアを募集し、それから魅力あるメニューをふやすことは当然やっていくけれども、放課後児童クラブの土曜開設を拡大したことに伴って居場所のない子供が減り、また、土曜授業に着手した関係もあって、地域子ども教室をどのように生かしていくかについては、今後検討していきたいというような内容の御答弁をいただきました。それなのに、今回、点検報告書を見ましたら、昨年度と同じように今回も平均利用率も下がって、さらなる改善が必要というふうな評価になっているのですけれども、この取り組みについて、今後、方向性とかというのはどのように考えていますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今回、昨年御質問いただいた部分、平成26年度の取り組みで、27年度中にさまざま取り組みはしてきたのですが、26年度と27年度で利用児童が減少したこと、それからボランティアの方が高齢化したこと、それから校舎の耐震化工事で実施できなかったことなどによって実施校が減りました。

ただ、昨年同様、放課後児童クラブによる居場所確保、それからアンケートを行ったところ、習い事ですとか、それから少年団活動ですとか、いろいろ子供たちも活動されているという状況も把握しております。学校として統一して行うということが徐々に難しくなっているような状況があるということも課題としては把握しておりますが、今後とも、児童・生徒が参加したいなと思うような魅力ある事業にしていくように努めたいと考えております。

○松田委員

この地域子ども教室というのは、先ほど申しましたとおり、子供の安全・安心な居場所づくりのために行われたというふうに聞いております。

先ほどいろいろ答弁いただきましたけれども、今後どのように取り組んでいくのか、また、平成30年度には利用率10%の目標値を挙げているようではございますけれども、今回、8.7%ということで、この10%の目標値に向けてどのように取り組んでいくのか、その点について最後にお聞きしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

繰り返しになりますけれども、子供たちがその事業を知らないとまず参加してもらえないことになりますので、平成27年度は、学校を通してお便りを配付したり、それから学校だよりで周知をしていただいたり、それから、先ほど言いましたとおりボランティアを募集したりという形でやっておりますので、今後ともそういう取り組みを強めていきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎観光船事業について

私からは 1 点、観光船事業について質問いたします。

青の洞窟や窓岩関係で、観光船事業者が多く運航しているというふうに聞きます。現在、どれだけの事業者が事業を行っているのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

北海道運輸局の情報では、現在、小樽では、個人も含めてですけれども、17社が観光船事業を行っているとお聞きしております。

○酒井（隆裕）委員

そのうち、決算年度において事業開始または許可されたものはどれだけあるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

決算年度であります平成27年度には、届け出が 7 件、許可が 1 件あります。丸々の新規事業者については 4 社、それから、従前から観光船事業を行っているもので事業拡大等による航路の新たな届け出として 4 社ございます。

○酒井（隆裕）委員

御説明されたとおりでありますけれども、今後において事業者や航路などがさらにふえる見込みなのかどうか、お伺いいたします。

○（産業港湾）管理課長

平成28年度におきましても、私たちが北海道運輸局から得ている情報では、届け出で 4 件、許可が 1 件ございまして、さらに北海道運輸局の最近の情報では、現在も運輸局に観光船事業を行いたいという相談があると聞いておりますので、今後も増加するものと推測されます。

○酒井（隆裕）委員

今後も増加傾向だということでありまして、これほどふえていくという状況でありますと、例えば小樽観光振興公社がやっております観光船あおぼとですとか、そういった事業にも影響が出てくるのではないかとこのように懸念するわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました観光船あおぼとの事業への影響につきましては、小樽観光振興公社の平成27年事業報告書では、26年度と比較して乗客数及び旅客運賃収入は伸びており、また、公社に確認したところ、ことしの7月までの実績においても、オタモイ航路は、微増でありますけれども、伸びていると聞いておりますので、現時点では影響がないものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

事業者は、平成26年、そして27年とふえている、そういった状況にあるというふうに思います。ただ、このまま手放しというわけには、さすがにまずいことではないかなというふうに私は思います。

小樽市は、これから漁業者や事業者、それから海上保安なども協議していくというふうに聞いておりますけれども、今後、どういった制度設計をされていくおつもりか、お伺いいたします。

○（産業港湾）管理課長

今、酒井隆裕委員から御指摘ありました、今後、観光船事業が増加していくことによって起こる懸念というのですか、事故の発生ということも、北海道運輸局ではその辺が懸念されていまして、特に、最近では青の洞窟ですとか窓岩の観光が増加している中で、小樽を基地とする観光船事業につきましては、トド岩周辺の狭い海域を通過

オタモイ、塩谷方面への観光船事業を行っているところであります。特にトド岩周辺につきましては、観光船事業者以外にも、漁業者の方が漁をされているですとか、その他釣り船、遊漁船が出ているだとか、そういう状況がありますので、ましてや、あと海域では岩礁なども多く、座礁や船舶の多さによる事故の衝突も懸念されておりますので、そういう懸念もありまして、去る、ことしの6月17日になりますけれども、北海道運輸局が主催となりまして、小樽地方合同庁舎におきまして、小樽周辺海域の適正な利用により事故の防止と小樽周辺地域の振興を図る目的としまして、青の洞窟・窓岩周辺の安全航行に関する打ち合わせ協議会が開催されたところであります。

その会議の開催の目的としては、今申したとおり、観光遊覧船事業がふえることによって懸念される事故ですとか、そういう安全航行の確保に向けて、観光船事業者やプレジャーボートなども含めた航行の安全に関します共通ルールの策定に向けて協議会を設立したいという考えのもと開催されたものであります。その中では、観光船事業者が主体的となっていくのですけれども、そこに小樽市もかかわっていきながら、小樽市としては、小樽港湾区域の中の航行の安全ですとか、その他漁具の被害の防止のための周知ですとか、そういうところがかかわっていきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

協議の結果について説明されたわけでありますけれども、日本共産党として、問題とはなっていない今の塩谷海岸の幾つかの事業者に聞き取りを行いました。そこでは、そうした事業者の方からは、それぞれやはり事業者と漁業者の話し合いが必要だろうということが述べられています。今後においてもしっかりと協議を行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

この青の洞窟とか窓岩の観光船事業にかかわります協議会の組織として、観光船事業者のほか、関係する官公庁、そのほか漁業協同組合ですとか、機船漁業協同組合などの漁業関係団体の方も組織の中に加わるということで聞いておりますので、その中で小樽市としてできることを対応していきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、質問を移して、旅客不定期航路事業の許可が必要な場合と届け出でいいものとの違いはどのようになっているのか、御説明ください。

○（産業港湾）管理課長

海上運送法によりますと、人の運送をする内航不定期航路事業というものがあるのですけれども、これは定員12名以下の人を運送する航路事業でありまして、それは届け出で済むものであります。それ以外のもの、つまり13名以上のものについては、旅客不定期航路事業として、これは許可が必要になるものということで聞いております。

○酒井（隆裕）委員

この後、本当は海上運送法を読み上げていただきたいというふうをお願いしていたのですが、それは飛ばします。

つまり、現在、青の洞窟、観光船事業については、海上運送法の第20条第2項に該当する旅客定員12名以下の船舶で行う不定期航路事業と確認してよいということでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

それでよろしいかと思います。

○酒井（隆裕）委員

それでは、現在、運河護岸に幾つかの船舶が係留されているわけでありまして、どのようにとめられているか説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

現在、運河に係留されています船舶につきましては、既存の係船柱がそばにある方については、それを利用して

おります。その係船柱が既存にない場合については、係留の登録を受けた方が、自分たちの手で係船環ですとか、その他係留できるような設備を設置していただいている状況にあります。

○酒井（隆裕）委員

これについては、また後で質問したいというふうに思います。

ここで伺いたいののが、資料請求した事業者一覧でありますけれども、1番から17番までそれぞれ事業者名が仮名で出されているわけでありまして。このうち、今定例会でも大きな問題となりました、と思われる高島漁港区が発着場所の事業者が見受けられるわけでありまして。これは、平成28年度に入ってから届け出されたものと確認してよろしいでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

平成28年度に新規で届け出を出された事業者ということで確認しております。

○酒井（隆裕）委員

いただいた資料を見て、私少し変だなというふうに思ったのがあるのですね。事業者のパンフレットを見ますと、大型クルーザーのほかに小型船が4艇運航されているということなのです。それぞれ、小樽ファンクルーズ1から小樽ファンクルーズ4まであるようでありましてけれども、なぜ事業者一覧に載っていないのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

本日提出いたしました観光遊覧船事業者一覧についてなのですが、これは本年6月17日に北海道運輸局主催の会議に出されました資料をベースにつくっておりますので、直近というよりは6月17日時点での一覧になっておりますので、それ以後届け出のあったものについては抜けていたものということになります。

○酒井（隆裕）委員

私が資料請求して、この高島漁港区については決算年度ではないにもかかわらず、平成28年6月9日開始にもかかわらず出ているのです。何で出てこないのかなと。

（「隠したんじゃない」と呼ぶ者あり）

うん。私も、それも隠したのではないかなということ疑われるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業港湾部参事

運輸局からいただいた資料は、あくまで6月17日の会議の資料をもとに作成をしたものですから、その時点での届け出業者ということで、今回、資料を提出させていただいたところでございます。

（「それはおかしいでしょう、そんなものを出すのは」と呼ぶ者あり）

（「それじゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

それではおかしいのです。

（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

明らかに7月29日に出ているのですよ。それをなぜ6月何日の資料にしなければならないのですか。隠しているのではないですか。

○産業港湾部参事

決して隠しているとかということではなくて、我々の最新の手元にある資料に基づいて今回資料を作成して、提出をしたところでございます。

（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

ということは、小型クルーズ、これ問題となっている同じ業者がやっているものと思われましてけれども、その4

艇が加わるということによろしいのですよね。

○産業港湾部参事

今、酒井隆裕委員がおっしゃった資料が我々の手元にないものですから正確な答弁ではないかもしれませんが、その4艇については用船で、船を借りて運航するというふうに事業計画書では届け出がされていまして、4艇については、その時点で、今、委員がおっしゃった時点で用船になったというふうに思っています。

(「思ってるじゃだめなんだって」と呼ぶ者あり)

○酒井(隆裕)委員

いや、よくわからないのです。まず、その4艇が加わるということを確認していないのですけれども。

(「委員長、資料を提出し直してもらったほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「思っているという答弁じゃだめなもの」と呼ぶ者あり)

(「きのうも思ってるんだったらだめだったから」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

4艇については、事業計画書で4艇用船をするという形で聞いてございますので、この6月17日以降に届け出があったものと思われまます。

(「いや、思われるとかじゃなくてさ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○酒井(隆裕)委員

私、資料要求して、出していただきたいというふうに言ったのですよ。なのですけれども、出てきたのは、その6月何日だというふうな形で、ごまかされているのですね、これだったら。

改めて、そういったものを含めた部分で資料を出していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(「今出してもらったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

これは、あくまで北海道運輸局の資料を我々いただいて、きょう酒井隆裕委員から資料要求があったものですから、時間的に我々の、今、手元に持っている最新のものを提出させていただいたということでございます。

(「最新の資料を出してくれという話じゃないの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○酒井(隆裕)委員

全く納得できるものではないですね。

今、問題となっているところがあるにもかかわらず、こうやって古いものを出してきて、さもさなかったかのように言うというのは、私はごまかしでしかないというふうに思います。

時間もないので、次に移りますけれども……

(「いや、提出してもらったほうがいいって」と呼ぶ者あり)

いえ、いいです。

けさ、私、高島漁港区を見てきました。雨降っていました。その中で見てきたのですけれども。確かに、大型クルーザーも見当たりませんでした。U字フックも、一応は取り外されたようです。これから北海道運輸局などが主体になった協議が行われる見込みということで、一応は適切に行われることを期待したいというふうに思うわけがあります。

ただ、問題となった事業者の従業員らしき人の話ですけれども、現場と目と鼻の先に係船環を設置する許可を申請していると。しかも、小樽市が係船環を設置する場所、高島袖護岸を紹介したとも聞きました。まだ漁業者との協議も何もやられていないこの段階で、仮に10月6日から末日までを施工期間とする工作物等施工許可申請書が出

されたとしても、当然許可しないということだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○産業港湾部参事

申請書は届け出はされていますけれども、今、その中身について内容の精査をしているところで、提出物、今、図面だけでしか提出されていませんので、例えば計算書だとか、そういうものを提出するように、今、どういうものを提出させるのか、検討しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、異常ですよ、これ。この問題で、議会の中でだめだというふうに言ったのです。それにもかかわらず、私、この従業員らしき人から、きょうの朝聞いたのですよ。缶コーヒーを買って、こうやって飲みながらどうなんですかとちらっと話したら、いや、そうですよというふうに話されたものだから、びっくりしたのです、私。

今、参事から届け出が出されているという、これ問題ないというふうになったらすぐ許可されてしまうのですか。漁業者の意見も何も聞かないのですか。おかしい話だと思うのですけれども、どうですか。

○産業港湾部参事

申請書は、ただ出されただけでございますので、我々、今、委員からあったような意見も踏まえて、それで判断するということですので、許可するかどうかは、今お話をしたような条件をどのような形で付すのか、今、その検討をしている段階ですので、申請されたから必ずとか、すぐ出すということでは決してございません。

（「漁業者だましてるんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

いや、おかしい話ですよ。その従業員の方が言っていましたよ、10月3日に提出されたと。それで、もう小樽市から、ここの場所で係留環をつけるように紹介されたと、さもさも言っていましたよ。いや、おかしい話だなと思いました。

今の御説明の中だったら、我々と話したその漁業者との話し合いも何も抜きにしてやっているようにしか思えないのですよ。何か許可されたら10月6日からもう既に始めるような口ぶりだったのです。いや、おかしいのではないですかというふうに私聞きましたけれども、何か今の発言、御答弁は納得できるものではないですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○産業港湾部参事

我々、高島の袖護岸という形で指定もしてございませぬし、今お話ししたように、6日から、まず許可証が出ていせんから工事はできるわけもございませぬし、我々先ほどから話しているとおおり、いろいろなことを今検討している最中ですので、すぐに工事にかかるという、その従業員らしき人が言っていたということには、我々はそういうふうにしてございませぬ。それは無理です。

○酒井（隆裕）委員

最低でも約束してほしいのは、漁業者と協議を抜きにして許可を出すことはあり得ないということだけは発言していただきたい。

○産業港湾部参事

それについては、漁業者と話し合いを進めるというのは今までもずっとお話をしてございますので、それについては委員のおっしゃるとおりでございます。

○酒井（隆裕）委員

いつごろやる予定なのですか。

○産業港湾部参事

まず、あした漁業協同組合の方とお会いをして、今後の進め方について打ち合わせをするということで、きょう連絡があったところでございます。

○酒井（隆裕）委員

非常にばかにした話なのです。問題があるといつてこれだけだったにもかかわらず、問題の事業者の話によれば、小樽市から高島袖護岸のところを紹介されて、しかもこうやってもう申請も出されていると。いや、本当に大きな問題だと思いますよ。この問題はしっかり解決されるというのが当然のことだと思いますけれども、これ以上は述べないで私は終わります。

○新谷委員

◎放課後児童健全育成事業について

それでは、放課後児童健全育成事業について伺います。

2015年度は、法改正により事業が拡大されました。その内容については、決算書の初めのほうで紹介されています。三つほど拡大されました。

それで、問題は、所管が教育部と福祉部、生活環境部に分かれております。この放課後児童健全育成事業について、各部で打ち合わせなど、定期協議は行っているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

昨年度 4 回ほど、次年度の運営に向けた協議、それから勤労女性センターでの定員超過対策等について協議を行っております。

○新谷委員

後から勤労女性センターのことは聞こうと思ったのですけれども、協議の中で問題になっているということですね。

それで、所管が分かれておりますので、わからない部分もあるかもしれませんが、わかる範囲でお答えしていただきたいと思います。

資料を出していただきました。2015年度、法改正で拡大された事業の一つに土曜の開設がありますが、その土曜日に開設された学校名はどこどこでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

こちら小学校、学校数というところに 1 から 18 番まで付番されておりますが、この中で、平成 26 年度に拠点校として開設していたのが、3 番目の幸小学校、6 番目の花園小学校、7 番目の緑小学校、10 番目の奥沢小学校、12 番目の潮見台小学校、14 番目の桜小学校、15 番目の朝里小学校、18 番目の銭函小学校でした。それ以外の 10 校について、新たに開設をしたという形になってございます。

○新谷委員

この土曜日の拡大、それと小学校 6 年生まで拡大したということで、登録の総合計は、資料によりますと前年度を上回っております。

しかしながら、決算では当初予算と比べて 4,113 万 6,585 円下回っているというか、不用額となっておりますけれども、その要因についてお知らせください。

○（教育）生涯学習課長

この要因ですが、一番大きいのは、嘱託報酬の不用額が 3,877 万 7,481 円あったということです。なぜこの不用額が生じたかといいますと、この土曜開設、それから障害児が全校にいるだろうということも見込みまして、支援員を最大限で見込んでおりました。これは、平成 27 年度から制度が変わって、各校に 2 名ずつ配置しなければならないという形になったものですから、満度、その初めての年だったものですから最大限で見積もったために、このような実際の配置状況と比べまして不用額が発生したという状況でございます。

○新谷委員

この嘱託報酬の中には、支援員、それから補助員の分も含まれているのですよね。

○（教育）生涯学習課長

はい、補助員も含まれてございます。

○新谷委員

その支援員と補助員は、現在、どのように各クラブに配置されておりますか。

支援員と補助員と、全て 1 人ずつなのか、あるいは支援員が 2 人そろっているところもあるのか、その辺はいかがですか。

○（教育）生涯学習課長

各学校、まず基準で言うと、全時間にわたって支援員が 1 人は必ずいなければならないという形になっています。もう一人については、現在、補助員でもいいですよという形になっておりまして、平成 27 年度の資料は今手元に持ってきていないのですけれども、それぞれ、支援員は資格を持った方で、補助員は資格のない方ということで、支援員のほうが多い形で配置をさせていただきます。

○新谷委員

詳しくは後でお知らせさせていただきたいと思います。支援員は、法律の第 8 条で、研修の機会を確保しなければならないとされておりまして、昨年度、研修した人数は何人でしょうか。

○（教育）生涯学習課長

この制度、昨年度から始まりまして、初年度ということで、なかなかその研修の御案内も年末ぎりぎり、11 月ぐらいに来るような形だったものですから、予算上、それから配置している人員の関係で、昨年度平成 27 年度は研修派遣ゼロということでございます。

○新谷委員

予算上とおっしゃいましたけれども、執行状況は予算を大きく下回ったわけですから、その予算上というのは少し今おかしいかなと思って聞いたのですけれども。

では、今後、やはり研修をしなければならないというふうになっていますので、今後はどのように考えておりますか。

○（教育）生涯学習課長

今年度、予算措置をしていただきまして、支援員が研修を受講できるように準備をしたのですけれども、北海道でこの研修を行ってまして、小樽の割り当ては 6 人ですと、教育委員会については 5 人ですよということだったものですから、5 人、今、参加する予定であります。

○新谷委員

道で研修して、割り当てがあるというのも少しおかしいと思うのですよ。法律でこのように決められて、やはりよりよい放課後健全育成の事業にするためには、割り当てではなく、参加したい人は、皆さん意欲を持っていると思うのですけれども、そのように改善できないのでしょうか。道にぜひ言っていただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

それは、各市町村から当然お願いをしておりますので、期限がございますので、それまでに全員が受けられるようにということで対処していただける予定になってございます。

○新谷委員

それで、この資料によりますと、学校では最上小学校、それから勤労女性センター 2 クラス、それが定員を超えておりますが、この勤労女性センターは、今年度、いなきた児童館が色内小学校の廃校によりなくなりましたけれども、指定校変更で、色内から稲穂に変えたという児童が多いので、そのために定員を超えたということは考えら

れませんか。

○（教育）生涯学習課長

勤労女性センターの放課後児童クラブは、稲穂小学校の児童を受け入れておりますので、その影響は多少あったかというふうに考えております。

○新谷委員

そういう統廃合により、この放課後児童クラブの影響も出ているということは問題だと思います。

それで、クラブの面積、定員 1 人当たりの面積、国の基準ではおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならないというふうになっておりますのでおおむねいいのですけれども、塩谷児童センター、これは、いなきたはもう今はなくなりましたが、塩谷は非常に、たった 0.64 で、これは少し問題だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

所管から離れるのですけれども、最上小学校の部分で定員を超えているという部分につきましては、これは定員を超えているかどうかということは、平均利用人数で判定をいたしますので、例えば 1 週間 5 日間のうち 4 日間しか使わないよということであれば 0.8 人と見込むですとか、そういう形でいきますと最上小学校は基準内という形になってございます。塩谷児童センターにつきましても、定員は 30 となっておりますが、実際に利用されている児童の方から見ますと、基準はクリアできているというふうに聞いてございます。

○新谷委員

その平均利用で基準内だとおっしゃったのですけれども、それは省令に示されているのですか。それとも、何で示されているのですか。

○（教育）生涯学習課長

申しわけありません。今根拠の法令を手元に持っていないのですけれども、厚生労働省の補助金の基準の中で示されていたものと考えております。

○新谷委員

それにしても、塩谷児童センター、基準内と、平均利用とおっしゃいましたけれども、クラブの合計が 12 人、平均であればもっと下がるのかもしれませんが、これで 1.65 掛けると、若干ですけれども、やはり狭いというふうな問題があると思います。

それで、国の基準、厚生労働省令第 63 号で「最低基準の向上」をうたっておりますが、最低基準の向上というのはどういう内容か、説明してください。

○（教育）生涯学習課長

こちらは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということで、その中の第 3 条で「最低基準の向上」とうたわれております。第 2 項で「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」と規定されてございます。

○新谷委員

省令では、そうですね、改めて少し調べてみましたら、法第 4 条 2 項では「最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」というふうにあります。

勤労女性センターは、以前から定員を超えていることを我が党に指摘され、増設して二つのクラブにしましたけれども、それでも定員を超えております。平均利用では 1.65 で、国の基準どおりだというふうに聞いていますけれども、でも国の考え方というのは、保育所と同じように狭いところに施設が足りないから詰め込むという、そういうような考えなのですよ。ですから、この 1.65 でいいのだということではなくて、やはりこれは考えていかなければならないことなのです。改善しなければならぬことなのですが、先ほど聞いた定期協議で問題になっていると

いうふうにもおっしゃいましたけれども、どのような話になっているのでしょうか、この勤労女性センターについて。

○（教育）生涯学習課長

昨年、打ち合わせした中では、勤労女性センターが定員を超えそうで大変だと、それについて3部でどういうふうに対応していくかという協議がなされました。その中では、いろいろな案が出ましたけれども、最終的には基準内でおさまるといふことで、さらに年度を越えて今年度も協議していこうという話になってございます。

○新谷委員

今も言いましたけれども、最低基準の向上、この点からしたらやはり急いで改善しなければならないことだと思います。これ課長に答えていただくのは厳しいのかもしれませんが、三つの所管に分かれているものですから、こういうふうには放課後児童健全育成事業を一つのところで答えていただくというのは限界があるわけです。

この事業は、そもそも子ども・子育て支援制度の中で位置づけられているものです。管轄は、厚生労働省です。こういうことからして、小樽はやはり一つの部、厚生労働省ですから福祉部になると思うのですが、進めたほうがいいのかというふうに思いますが、近隣の都市で所管はどのようにになっているか、わかる範囲でお知らせください。

○（教育）生涯学習課長

例えば、札幌市では子ども未来局、釧路市では子ども保健部、苫小牧市では健康子ども部、函館市では子ども未来部など、子育て関係の部署になってございます。

○新谷委員

そうすると、やはり小樽は少し特殊な形をとっているというわけです。

小樽市は、組織改革で平成30年に子ども未来部を創設して、放課後児童クラブの一元化を予定しているようですが、しかし、その間、1年に4回話し合ったということなのではございますけれども、やはり勤労女性センターの問題は、この平成30年を待たずに解決しなければならないと思うのです。そのためにも、連絡会議をもっと密に開くべきではないのかなと思います。4回程度で間に合うのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

現時点で、来年度どうかというお話をこれからする予定になっておりますので、その中で3部で再度協議していきたいと考えております。

○新谷委員

では、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、省令では放課後児童健全育成事業の自己評価を公表することがうたわれておりますが、公表の基準というのは定められているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

申しわけありません。その点調べてございませんでした。申しわけありません。

○新谷委員

放課後児童クラブのことは、教育委員会の事務の点検及び評価報告書に載っておりますが、非常に簡単なものですから今聞いたわけなのです。もう少し詳しく載せたほうがいいのかないのかなと思います。

先ほど来いろいろな問題あることがお話しされておりましたけれども、そのほかにこの事業に対して課題というものはどういうことがあるのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

先ほど支援員の配置が少なかったというお話をさせていただきましたが、その中には、土曜日の支援員を募集してもなかなか集まらないという状況がございまして。資格を持った方に土曜日だけ働いてくださいと言うのはなかなか

か厳しいものですから、そういう課題はございます。

○新谷委員

大変ですよ。なかなか資格のある人が、その日のためだけに集まってくるというのは難しいとは思いますが、御努力をよろしくお願いします。

◎小樽イングリッシュキャンプについて

イングリッシュキャンプのことも聞く予定でした。

この教育委員会の事務の点検及び評価報告書で、識者の意見として、昨年度の参加者が一昨年度と同数にとどまった。一層の参加者増が望まれる、とあります。

昨年度と一昨年度の参加者数、小・中学校別をお願いします。

それと、この事業の内容と、それからALTを、小樽以外にも集まっていたらということも聞いていますけれども、その内訳、それと子供たちの参加要件とありますか、その点についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

初めに、イングリッシュキャンプの参加人数でございますが、平成26年度は小学校26名、中学校41名、合わせて67名、27年度は小学校28名、中学校39名、合わせて67名となっております。

イングリッシュキャンプの内容等につきましては、観光都市小樽のグローバル化を担う人材の育成を目指すことを目的として、外国人との活動や宿泊生活、外国人観光客への小樽の観光案内等の内容となっております。

ALTの内訳についてですが、本市のALTが2名、その他余市町、仁木町、古平町、砂川市、滝川市からALTを派遣していただき、あと小樽商科大学の留学生1名、合わせて8名の外国人に指導者として参加いただいております。

それから、参加要件につきましては、小学校5・6年生が25名程度、中学生が25名程度となっており、英検5級程度の能力があり、英語に興味・関心を持ち、参加を強く希望していることとなっておりますが、現状では、これに限らず、参加を希望する児童・生徒は全て受け入れております。

○新谷委員

それで、参加者のうち、2年続けて参加した人数と、それから小・中学生の感想、それについてはどのようなことを言っているのか、感想文は書いてもらっているのか、その点について伺います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、平成27年度の67名中、前年度参加した児童・生徒は、34名となっております。

参加した児童・生徒の感想についてですが、特に感想の提出は求めてはおりませんが、参加した子供たちからは「とても楽しかったので、ぜひ来年も参加したい」ですとか、「英語を学べば外国の人と仲よくなれるんだと思った」などの声を聞いております。

○新谷委員

このように楽しかった、来年も参加したいという、そういう子供が、感想が多いということですが、やはり2年続けて参加した人が67名中半分を占めているということと、それから参加人数が2年間同じだったと、同数だったということで、改善が必要だと思っております。それで、やはり英検5級程度というのが一つのネックになっているのではないかなと思いますけれども、私は、この事業はいい事業だと思っておりますが、やはりどの子にもこうした経験をしていただきたいというふうに思っているのです。それで、英検5級でなくてもいいと、それからもっと多くの子供たちに参加できるように、どのような工夫・改善を考えているか、この点を聞いて終わります。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今後に向けてということについてでございますが、まず平成27年度につきましては、参加した児童・生徒67名に対し外国人の指導者が8名でしたので、1名の外国人当たり約8名の子供たちを指導することとなり、会話をする

時間やきめ細かな指導が十分とは言えない状況でございました。

このイングリッシュキャンプは、外国人との生活を通して生きた英語を学び、国際感覚を養うということを目指していることから、毎年、外国人の確保に実は苦慮しているところではございますが、参加人数の増加を目指し、今後、他市町村からのALTも含め、子供たちを指導できる外国人を多数確保してまいりたいと考えております。あわせて、内容の工夫につきましては、例えば小・中学校別に内容を工夫したり、外国人と1対1の会話の時間をふやすなどして、先ほど英検5級という部分も御意見ございましたが、これらの意見を参考にさせていただきました。多くの子供たちが参加できるよう、今後、実施要項等を考えてまいりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎創業支援事業について

一つ目は、創業支援事業。昨年度の産業振興課、地場産業振興対策のうち、創業支援事業について伺います。

ことしの4月21日の北海道新聞の記事の中で、「商工会議所、市、金融機関が連携 創業サポート事業好調」という見出しが出ておりました。決算では、約393万円ということで、先ほどのお話では執行率が2割ぐらいたいことでしたけれども、これについて少し伺います。

まず、この事業について、平成27年度新規事業ということでよかったですでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

平成27年度の新規事業でございます。

○佐々木委員

事業の概要については先ほど御説明をいただきましたので、特にこの事業の中で、市のこの創業支援事業、それから商工会議所の創業支援サポート連携事業、この関係を、商工会議所、それから市、金融機関の連携等について、ここのところの説明を少しお願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

創業支援についてでございますが、平成27年度から、会議所、金融機関、それから市が連携しまして創業支援サポート連携事業という事業をスタートさせてございます。

この連携スキームの中では、会議所はワンストップの相談窓口、金融機関は融資の関係、それから市はセミナーの開催、これは商人塾という形になりますが、それに加え、助成制度の活用検討を実施するという、そういうふうな分担といたしまししょうか、役割を担うような形にしてございます。その後、27年5月、これら創業支援を実施する創業支援事業計画、これを策定いたしまして、国から認定を受けたものでございます。

今のお話にもございました予算・決算上の創業支援事業、これにつきましては市の創業支援補助金、これが対象ということでございまして、補助金の内容としましては、一つ目には、事務所、店舗等の内外装工事費に係る補助、

二つ目としては、事務所等の家賃補助、3点目としては、融資返済額のうち利子分を補助すると、そういったような事業内容になってございます。

○佐々木委員

非常に、そういう中身で、新聞の中で好調というふうに書かれておりました。

具体的に、平成27年度分の活用状況、そして好調の要因、それからその結果の成果について、説明をお願いいたします。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、平成27年度の活用状況についてでございますが、ただいま申し上げました会議所の窓口、こちらの相談件数で申し上げますと27件、これが27年度中の件数でございます。

それから、成果につきましては、この窓口を経過して創業をされた方、それに加え、先ほど申し上げました商人塾、これを受講されて創業された方を合わせますと、トータルで18件という数字になってございます。

また、要因としましては、やはりこういうスキームをつくる中で、窓口を会議所に一本化したということで、その辺が明確になったということが一つの要因ではないかというふうに考えてございます。

○佐々木委員

新聞記事を見ますと、カフェや何かを開いたと言われる方もいらっしゃって、非常に小樽にとっては活気を生む大切な事業だなというふうに見させていただいたのですけれども、その中で特にお聞きしたかったのは、商工会議所、市、金融機関、3者の連携をして、今言ったように窓口の一本化等でそういう効果が生まれたということなのです。その3者連携の相乗効果について、特にもう少し詳しく説明をいただきたいのですけれども。

○（産業港湾）産業振興課長

会議所、金融機関、市が連携する中で、先ほど申し上げましたような担う部分、これが明確になったことによりまして、それぞれの機関が、相手方の機関がどういうことをするのかということが当然理解できるようになりますし、そういうことによりまして起業を希望される方にスムーズに御案内ができるということが、連携という部分での非常に大きな点ではないかというふうに考えてございます。

○佐々木委員

こういう連携をする場合、3者の連携をしたりする場合、事前の打ち合わせというのはどのように進めておられるのか、これ以外のところでもきつこういうことが行われるでしょうから、少し具体的にお聞かせいただきたいのですけれども。

○（産業港湾）産業振興課長

この創業支援に係ります先ほど申し上げました国に認定を受けた創業支援事業計画、これを例にお話をさせていただきますと、連携して金融機関、会議所、市という形でございますので、それぞれの機関をやはり事前に訪問しながら意見をお伺いしたりですとかという調整を経た上で、皆さんが集まるような会議を設定し、その中で意思統一、オーソライズを図るという、そういう流れで、この創業支援事業計画については取り組みを進めてまいりましたし、ほかのいろいろな事業につきましても、多少形は違うのかもしれませんが、同様の流れをとりながら意見調整等、意思の疎通を図っているということかと考えてございます。

○佐々木委員

本当にこの3者の連携というのが、それぞれの持ち味を生かしながらきつと進んでいかれるのだと思いますので、これからもこういう事業を展開していただきたいと思いますが。

一方、企画政策室、移住促進事業のうち、移住・起業希望者の体験ツアー実施、8人参加とあります。この創業支援事業とのかかわり、企画政策室と産業振興課との連携はどのようになっていたでしょうか。

これは具体的には、ツアーで来た人が小樽で起業する場合、この支援事業は使えるのかどうか、実際はどうなっ

たのかというようなことをお聞かせいただきたいのですが。

○（産業港湾）産業振興課長

企画政策室で実施しましたこのツアー自体は、先ほど申し上げました創業支援事業計画とかに位置づけている事業ではございませんけれども、やはり起業を希望される方を対象にされるツアーということで、この取り組みの中で私どもの創業支援補助金、こういったものも御説明をさせていただき、連携を図るような形をとったという点がまず一つございます。

それから、小樽で起業する場合に使えるのかという点でございますが、創業支援補助金にも幾つか要件がございますが、市内に住所を有するという要件もございますが、起業されて、こちらにお住まいになってということであれば、この補助金は活用できるのではないかというふうに考えてございます。

○佐々木委員

どうもありがとうございました。こういうふうにして、いろいろな起業をされる方が小樽でチャレンジしていただければと思います。

◎プレミアム商品券事業について

続けて、私もプレミアム商品券事業について伺わせていただきます。

地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型のものだと伺っておりますけれども、これが決算書の中では「繰越明許費」になっているのは、これは理由はどうしてでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

まず、今回、このときの、2014年度に国の経済緊急対策としまして、補正予算の中で地域住民生活等緊急支援のための交付金が盛り込まれ、地方の消費喚起等を目的とする施策に対して国が支援を行うということで予算措置されたものであります。

そのとき、本市におきましても、平成26年度の5定補正予算で、プレミアム商品券事業費を初めとしまして遅延の事業について予算措置をし、事業期間につきましては、26年度中で完了しないため、27年度に及ぶことから繰越明許費として処理した経過でございます。

○佐々木委員

その結果、平成27年度に事業が行われて、結果についてのアンケート調査や検証作業については行われたというふうに聞きましたし、その中身も見せていただきました。

先ほど、そしてどのような効果があったのかと、どのように評価しているのかというようなお話があり、そして一定の効果があったのだという押さえをされているようですけれども、それについて、やはり小樽市として当初の設定した目標、目的は達成したのかどうか、そして、それらというのは、ほかの自治体でも同様の事業をしているところがありましたけれども、そこと比較してどうだったのかというようなところをお聞かせください。

○（産業港湾）山本主幹

事業の効果につきましては、今回の事業では、商品券で購入したものについては、日常的に使用するものが多かったということもあまして、新たな消費の喚起にはつながらない面もあった部分はありますけれども、市外で買い物されていた方が市内で買い物をするというようなことでの消費行動につながった面もあり、域内の経済循環につながったということでは成果があったというふうに思います。

また、経済効果につきましては、当初、過去の同様に行った事例などを調べていったときに、経済波及効果としましては発行額の25%程度というようなデータがありましたので、本市につきましても、当初12億円の発行額に対しまして3億円程度の経済効果があるのではと見込んでおりましたけれども、実際にアンケート調査の結果、4.5億円の推計が出ておりますので、そういう意味でも一定の効果はあったのではないかと、当初の目的よりも効果があったのではないかとというふうに受けとめております。

また、ほかの自治体の同様の事業との比較についてでございますけれども、他地域の調査につきましてはそこまでは行っておりませんが、今回、小樽商科大学で作成しましたこの事業の事業報告書によりますと、他地域における過去の、他の自治体で同様の事業を実施したものと比較した場合に、小樽市の場合は、消費喚起効果につきましては同じ程度か、やや劣るのではないかなという分析もされておりました。ただし、この比較につきましては、実施時期ですとか、人口や経済の規模だとか、そういった外的な要因も大きく影響するというのもあわせて提言の中にありますので、そういった中では一概に比較できない部分があるのかなというふうに受けとめております。

○佐々木委員

結果として、このことがどういうふうに、小樽に直接結びついていったのかなというところで、結果として税収増とかにつながったのかどうか。また、販売が終わって、12月に終わったときの、その後の消費の反動減や何かという部分についての影響等については調べているのでしょうか。

○(産業港湾) 山本主幹

まず、税収増の部分についてですけれども、この事業を実際やったのが平成27年7月から12月ということで、約半年間ということもありまして、その間にどれだけの税収増に結びついたかということについては、そこまでは把握できていないというところでございます。

また、消費の反動減についてでございますけれども、実際に商店街の団体ですとか、事業者からも、実際にプレミアム商品券事業を実施する前と後では、後に多少やはり消費の落ち込みがあったというような声は聞いているところでございます。

○佐々木委員

他地域では、仁木町なんかもそうらしいですけれども、商品券とは異なる取り組みに挑戦した地域もあったとのこと。

本市も、そういうことも含めて、先ほど、いろいろなことを検討されるというようなことがありましたけれども、本市もそういう部分について検討されるのでしょうか。

○(産業港湾) 山本主幹

他地域の取り組みということで、例えば仁木町では、このときに1,000万円の交付金を活用しまして地元農産物を安く販売する市場「NIKIまるしえ」というものを開催して、地元の方だけではなくて、町外からも誘客をし、消費の拡大につなげるといった事業も行ったというふうには聞いております。

実際、その地域の事情もあると思ひまして、例えば店舗数、お店の数が少なくてプレミアム商品券事業をしなかったのかなという面もあるのかと思ひますので、先ほど申し上げましたとおり、小樽市においては一定のプレミアム商品券事業の経済波及効果もあったという受けとめもしておりますので、国から、例えば同様の、今回のような交付金の企画があった場合には、どの事業が一番小樽市にとって効果的なのかということを検討する中で判断をしていきたいと思っております。

○佐々木委員

それ以外の、短期的な効果以外のところで少しお聞きしたいのですけれども、その報告書の中では、行政、商工関連団体、地元金融機関、市内の事業者や消費者がつながりを形成できたことが大きな成果というふうにありました。この件については、実感があるでしょうか。

そして、そのことが現在から今後に生かされる場面、この成果を生かす場面というのは、今後あるでしょうか。

○(産業港湾) 山本主幹

まず、一つ目の各団体が連携したという部分での成果についての実感ということでございますけれども、この事業の実施に当たりまして、受託先であります商工会議所ですとか、金融機関など、各機関の緊密な連携のもとに実

施したということであります。初めての試みということもあって、相当御苦勞もあったというふうにも聞いておりますし、本当に大変だった事業だというふうにも聞いているのですけれども、一つの事業をきっかけに改めて各団体の担当者間の連携なども図れたという意味では成果もあったと思っております。

あと、二つ目の御質問の、そのことが現在から今後に生かされる場面がありますかということなのですが、こうした連携を踏まえて、こういう連携は今後も必要であると考えておりますし、このような連携のもとに、実際、今、市と金融機関や、また、商工会議所なども連携しながら、小樽商人塾ですとか、あるいは創業支援事業など、各種事業なども進めているところであります。

○佐々木委員

今、商工会議所との緊密な連携もあったということで伺いました。

先ほどのお話にもありましたが、委託料5,600万円近くを商工会議所をお願いをしてやっていただいたというお答えがありましたけれども、この事業を商工会議所に委託せずに行うことは可能だったでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

まず、この事業を実際に行う場合に、例えば商品券の販売に伴いまして現金を取り扱うことですか、あるいは市内の方が実際に商品券を購入するに当たっては、販売拠点の多くを確保しなければいけないというようなこともありまして、市単独での実施についてはやはり困難であるというような判断に立ちまして、委託事業にしたという経過でございます。

業者の選定理由として、小樽商工会議所という部分ですが、理由としましては、事業の参加店となる市内の小売、それからサービス業の多くが会員となっている団体であると、それから商品券換金先となる各金融機関本・支店と常に連携して各種事業を行っている、それから経済状況を的確かつ詳細に把握しているというようなことから、この小樽商工会議所でこの業務を遂行していただくということで、業者として選定した経過でございます。

○佐々木委員

今、お聞きしていると、商工会議所の存在がかなり大きかったということがよくわかります。

これら以外に、産業港湾部の所管中、商工会議所と連携、委託協力して進めていた事業、この決算中にはどれぐらいあるのか、何かあれば具体的にお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

産業港湾部の所管になりますと、非常に多岐にわたるかというふうに思いますので、私ども産業振興課の例で申し上げさせていただきたいと思いますが、連携、協力という部分では、先ほど御質問もありました創業支援事業、こういったものがございまして、国内への販路拡大、これに結びつけるための「小樽産品」販路拡大支援事業といったような事業もございまして。

それから、委託というお話もあったかと思うのですが、その部分につきましては、融資あっせんでありまして、空き店舗でありますとか、そういったものを委託する、事業名としては融資斡旋業務等委託料という事業が産業振興課の所管の中ではあるというふうに考えてございます。

○佐々木委員

ここまで、先ほどの創業支援事業、そしてこのお話、それから今お聞きしたことを聞きますと、やはり産業港湾部としてはさまざまな場面、事業で、市と商工会議所が連携をとりながら二人三脚でやってきた経緯があると、そのように押さえさせてもらってよろしいでしょうか。

○産業港湾部次長

委員のおっしゃるとおりに、商工会議所は本市の総合経済団体であり、これまで地域経済全体の諸問題の解決を図るため、地域の声を国の政策に反映させていただくよう、ともに陳情、要望を行ってきたところであり、また、情報共有を図りながら、連携して地域の活性化に取り組んできたものと考えております。

○佐々木委員

この質問最後のところですが、やはり産業港湾部として商工会議所とのこれまでの関係、それからこれからについてお考えを最後に聞かせてください。

○産業港湾部次長

まず、商工会議所なのですが、一定の地域を基盤として成り立つ地域密着型の特性を持つ団体であるということ、そしてさまざまな企業や業種・業態の商工業者を会員とする総合経済団体である。そして、会員の枠を超えて地域内の総合的改善、発達を図るために、社会一般の福祉の増進に資することを目的としていると、そして他団体にない特徴を持つ極めて公共性の強い団体であると、そして全国規模の活動展開が可能であると、そういった特徴を持つ団体であって、地域の中小企業を中心とする商工業者の活性化を図り、地域経済社会全体の発展を実現する団体でまずあるということは認識しております。その中で、今後の地域づくりにおきまして、地域経済社会の活性化がかかっているのではないかと考えております。

そういった中で、行政だけではその課題解決は難しく、その地域課題解決を図るためにも経済団体との連携は不可欠であり、それは、これまでもそうであったように、これからも基本的に変わらないものと考えております。

○佐々木委員

そういう団体だということがよくわかりました。これからも変わらず一緒に連携して頑張っていただきたいと思えます。

◎不用額について

3点目の不用額についてお伺いしていきます。

不用額とは、自治体の決算書における予算額と実際に支出した額の差額のことだというふうには何となくわかるのですが、この不用という言葉からは何か要らなかったものという印象をどうしても受けてしまうのですね。もう少しそういう誤解を招かないような形で、自治体財政としてのこの不用額というものについて説明をいただきたいのですが。

○（財政）財政課長

不用額は、地方自治法施行規則第16条で定める歳出決算用式の中にある用語ということでございまして、予算現額から支出済み額と翌年度繰越額を差し引いた残額が不用額となります。

○佐々木委員

計算式としてはわかりました。

それで、不用額が出た場合、それはどのように処理されていくのか説明をお願いします。

○（財政）財政課長

不用額は、先ほども申し上げましたように、決算用式の中にある用語でありまして、また、予算の単年度主義の原則により特別な処理は行いませんが、黒字の要因となった不用額を含む実質収支につきましては、要するに黒字については、平成28年第3回定例会の補正予算で半分の金額を財政調整基金に積み立て、残りの部分を繰越金として計上しております。

○佐々木委員

一般的に、この不用額というのはなぜ生じるのでしょうか。

○（財政）財政課長

工事等の入札差金などがありますが、一般的には予算上の見積りに比べて各制度の利用が少なかったということになります。例えば扶助費ですが、義務的経費である扶助費につきましては、予算がなくなったといって支出を打ち切るという性格の経費でもないことから、過去の決算額等を踏まえながら予算を見積もっているところですが、ある程度の不用額が生じることはやむを得ないと考えております。

○佐々木委員

一般の企業で言えば、それから自治体の決算も、何となく黒字は多ければ多いほうがいいというようなイメージが一般的にあると思うのですよ。そのため、小樽市の財政でも、この不用額が多ければ多いほど本当にいいとお考えなのではないでしょうか。不用額についての市の認識についてお聞かせください。

○（財政）財政課長

予算編成に当たりましては、不用額が出ないように十分配慮すべきことと考えておりますが、執行しなければ判断が難しい経費など、諸事情もあり、不用額が出ることもあります。決算の際に多額の不用額が生じた場合には、その理由を分析し、次の予算要求の見積りに生かす必要があると考えております。

○佐々木委員

不用額が出ないようにするという、そういうお答えだと思いますが、例えば、前というのですか、何か聞いたのは、使い切り予算というのがあると。予算を残さず、無理して使い切ることを使い切り予算というのだそうですね。自治体によっては予算を使い切らないと翌年度の予算額が減らされてしまうというような、悪い習慣だと思うのですけれども、無駄にお金を使ってしまうというような方法があった。だけれども、今のこの不用額のお話を伺えば、そういうことではないのだということであるというふうに私は聞いたのですけれども、小樽市はこういう使い切り予算という、そういう慣習は今はないというふうに思っております。

○（財政）財政課長

おっしゃるとおり全くありません。

○佐々木委員

そうであれば、本当にその不用額という部分について出ないように有効な手段をとることになるのだと思うのです。やはりそれ、一般的な話ですけれども、そういうようにやって、先ほども出ないようにして、多額の場合には検討をしてということがありましたけれども、一般的な話で言えば、これもう、それでも不用額が多額になるというのは、やはり予算編成、見積もりが甘いということになると押さえていいのでしょうか。

○（財政）財政課長

一定程度の不用額が発生することにつきましては、やむを得ないものと考えておりますが、予算編成時に各部に通知しております予算要求に当たっての基本事項の中では、事業ごとの毎年度の不用額につきましてよく分析した上で予算要求額を見積もるよう求めているところがございます、引き続き適正な予算計上に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

それでは、昨年度の小樽市の一般会計歳出決算中、予算現額から支出済み額、そして不用額について示してください。

○（財政）財政課長

平成27年度決算の予算現額でございますが、590億9,088万円でございます。支出済み額は561億1,389万7,902円、不用額は21億5,001万1,098円となっております。

○佐々木委員

これ割合にして、予算現額に占める不用額の割合を出すとどうなるのでしょうか。

そして、その割合で見たほうがわかりやすい、比較しやすいと思うのでそういうふうにお聞きするのですけれども、これは近年と比較してどうでしょうか。

そして、その割合、額は、妥当な額と判断されますか。

○（財政）財政課長

不用額の予算現額に対する割合を各5年で申し上げますと、平成23年度は3.5%、24年度は3.5%、25年度は3.0%、

26年度は3.9%、27年度は3.6%となっておりまして、例年どおりの率かなとは思っておりまして、また、妥当の判断につきましては、妥当性を判断する基準というものはございませんが、道内10市の状況を申しますと、他都市では、いいところでは1.6%から5.1%との間にありまして、平均で3.4%となっておりまして、妥当かどうかは判断できませんが、他都市並みだと考えております。

○佐々木委員

数字をこうやって伺うと、本当に平均的だということがよくわかりました。全体としてそういうことだということ伺いましたが、もう少し具体的なところで知りたいので、一例として教育、自分の一番わかりやすいところで聞くのですけれども、教育予算の中でのこの話をさせていただきたいのですが。平成27年度決算中、教育費の予算現額、支出済み額、不用額は幾らなのか、そして予算現額に占める不用額の割合をお示しください。

○（教育）教育総務課長

予算現額が約38億8,500万円、支出済み額が約35億2,800万円、不用額が約3億5,600万円、不用額の予算現額に占める割合が9.15%となっております。

○佐々木委員

比較のために、平成26年度の不用額と不用額の割合、この二つだけで結構です、示してください。

○（教育）教育総務課長

平成26年度は、不用額が約1億2,700万円、そして割合は4.14%となっております。

○佐々木委員

今の額を示していただくと、平成27年度が約3億5,600万円、それから26年度は約1億2,700万円と、率にしても4.14%から9.15%に不用額がふえているというのだけ、ここだけ見ますと非常にびっくりするぐらいふえているのではないかなというふうに思うのですけれども、これ不用額の大幅な増の原因は何なのか、お聞きしたいと思います。具体的に、内訳とその要因について説明をいただければと思うのですが。

○（教育）教育総務課長

主なもので申し上げますと、五つ大きな要因がございまして、一つ目は、小・中学校の燃料費で石油製品の単価が予算算定時よりも大きく下がったために、結果、5,400万円ほど執行残が出てございます。

二つ目は、平成27年度は校舎改築工事等の大きな工事、これが多くて、この入札差金が約1億1,300万円で、前年度と比べまして執行残が約5,300万円増となっております。

三つ目が、国の交付金事業としまして、26年度から全額繰り越ししまして、27年度当初から実施予定でありましたデジタル機器整備事業費、これが国の方針がハードのみでは採択しないというふうに急に変わりました、第2回定例会補正にてソフト事業と組み合わせたICT教育促進事業に別予算として組み替えました。このために、当初予算4,000万円が丸々未使用となりました。

四つ目なのですが、放課後児童健全育成事業費では、制度改正に対応するために予算時には考え得る最大限の児童クラブ数、支援員数で算定しましたがけれども、実際には利用者がなく開設しなかったクラブもございまして、支援員の採用が予算よりも減ったため、約3,900万円の執行残となりました。

最後に、五つ目、昨年、第3回定例会総務常任委員会で報告させていただきましたけれども、潮見台キャンパス整備事業において、測量地質調査、構造計算等の調査及び設計が必要になることがわかりまして、27年度は工事を実施せず、調査及び設計のみの実施となりましたので、約2,800万円の執行残となっております。

これら五つの特殊な要因が27年度は重なったことから、不用額が前年度より2億円超増加したものでございます。

○佐々木委員

これをお聞きすると、結局、今、特殊の要因があつてということで、それを合計すると約2億1,000万円、これを先ほどの平成27年度の不用額の約3億5,600万円から引くと大体26年の約1億2,700万円、これぐらいになるという

ことで、ということは、これ不用額が特にがっばり何か先ほど話していたような使い切り予算だとか何だとかという影響で、それを出てしまったとかという話ではなくて、実際にこういう特殊事情だったというふうに理解してよろしいのですよね。ということなのです。

そこのところでもう少し詳しく聞きたいのですが、燃料費についてです。燃料費で約5,400万円浮きましたということなのですが、この燃料費は、各学校に配当されて、学校で使われる学校配当予算の中に入っているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

燃料費についての御質問でございますけれども、学校の配当予算の中には燃料費は含まれてございません。

○佐々木委員

ということは、学校で、その部分が、燃料費が浮いたから、それではほかのものに使おうということではできないということですね。

もう一つなのですが、予算説明書の中には燃料費という記載がないのです。それで、だけれども決算書の中には燃料費が出てきて金額が出ているということで、この予算書と決算書を比較してどれぐらいこの5,400万円が浮いたのかということを見るのができないのですけれども、これ、なぜそういうふうになっているのか、お聞かせいただきたいのですが。

○（財政）財政課長

予算説明書では、学校の管理に係る燃料費、光熱水費、ほかの警備委託料などを管理経費という事業でもって計上して、それでもって執行しております。決算では、管理経費の内容をわかりやすく示すため、外出しにして表記しているものでございます。

○佐々木委員

この件で、これは聞いておきたいのですが、これも一般的なお話で構わないと思うのですが、こうして不用額が生じる見込みのところから必要が生じたものに、どうしても要するというものに不用額から充てることは可能なのでしょうか。

○（財政）財政課長

余剰を生ずる見込みの費用を必要とする経費に融通し、予算の実効性を上げようとするのが流用ということでございますので、無制限ではありませんが、できるものと解しております。

○佐々木委員

無制限ではないけれども、できると。

これももう少し伺いたいのなのですが、実際にその流用をする場合、どのような、そこ手続というか、相談とか、そういうことというのが行われるのか、お聞かせいただきたいのですが。

○（財政）財政課長

一般的な手続としましては、まずは必要とする事業課といいますか、原課、原部で要求書というのを上げていただきまして、それを財政に出していただきまして、財政で決定するという形になっております。

○佐々木委員

そこのところを聞いて少し、学校現場としては安心するというか、助かるような気がするのですが、本当に、私、これまでいろいろな機会でも、学校現場では配当予算の中でぎりぎりの執行をしているというふうに聞いていました。極端な話、テスト用の紙を買うのさえも大変だと。そして、机、椅子などが壊れれば、ワンセット1万円以上するというようなものを学校で、その学校配当予算の中からぎりぎり出しているというような状況にある、それにもかかわらず多額の不用額があるということで、私は、それでこの質問をそもそもつくったのですが、先ほどのお話によれば、昨年度の特殊事情によるものだというところは納得できたのですけれども。

ここで聞いておきたいのですけれども、学校現場は本当に不用額を生み出すというような余裕はないというふうには理解しているので、実際に各学校の配当予算の執行率はどのようになっているのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

配当予算の学校の執行状況でございますけれども、おおむね100%の執行率になってございます。

○佐々木委員

やはり予想どおり、配当予算のところは不用額がきつと出ていないということなのだと思います。

それにもかかわらず、そういう厳しい状況があつて、先ほど、今、ここまでずっとお話をお聞きしてきて一番わかつたことは、やはりいろいろなところが苦勞してお金を使う工夫をされている、不用額が出れば何とか流用をして、そのところで充てることもできるのだというふう聞いて少し安心しました。

それにもかかわらず、話をさせていただければ、社会教育のほう、図書館や博物館、美術館、それから体育施設についてもやはり同様のお話を伺っております。何とかその辺のところについてはしっかりとした対応をお願いしたいということなのですけれども、やはり使い切るというような話ではなくて、不用額をできるだけ減らして、そしてしっかりとした執行をして、環境整備、特に教育現場の環境整備をしていただきたいというふうに思うのですけれども、市教委の認識について最後伺つて終わりにしたいと思います。

○（教育）教育総務課長

今、委員からもいろいろお話いただきましたけれども、限られた予算の中でできるだけ効果的に教育環境の整備ができるように、学校ですとか関係団体ともよく相談しながら、引き続き適切な予算執行に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

自民党に移します。

○山田委員

◎財政の概況について

まず財政の概況から何点か財政に聞いてまいります。

最初に、この平成27年度の決算規模が、10年前の18年度から27年度にかけて約2割減額となっております。また、27年度は、企業会計が113億円の減、全会計では93億円の減となりました。

最初に、この企業会計の減、まず何の会計なのか、また、原因というか、それを聞かせていただきたいと思ひます。

○（財政）財政課長

規模ということでございますが、まず病院事業会計につきましては昨年に比べまして98億円ほど減額になっておりまして、水道事業会計におきましては約5億6,000万円の減、下水道事業会計につきましては約8億4,000万円の減、産業廃棄物等処分事業会計につきましては約960万円の減という形の規模になっております。

○山田委員

要するに、大方、病院会計の減額が大きいということによろしいですか。

○（財政）財政課長

そのように考えております。

○山田委員

それでは、平成27年度の収支状況、こちらも説明していただけますか。

○（財政）財政課長

済みませんが、企業会計……

（「一般会計」と呼ぶ者あり）

一般会計ということによろしいですか。

一般会計の歳入としましては、合計でございますと580億8,600万円ほどになっておりまして、前年度に比べまして3.3%ほどの伸び率となっております。金額につきましては、18億4,600万円ほどふえている状況でございます。

そして、歳出でございますが、決算額でございますが、全体で561億1,300万円ということで、前年度に比べて0.8%の増になっておりまして、ここでは約4億7,100万円ほどの増となっております。

○山田委員

あらかた、きのうの委員会の中でも財政にかかわる部分がありました。実質収支的には、積立金だとか、前年度の繰越金、この部分を入れた部分でも実質単年度収支が約17億4,400万円の黒字、こういうような形ということですが、この中で、他会計からの繰入金だとか、基金からの繰り入れ、こういうことも質疑されていましたが、例えば、今、37億4,600万円の他会計と、それから基金からの借入金残高があります。毎年、これ平成24年から見ると、約4億円毎年減っています。とすると、この37億4,600万円は、あと何年ぐらいでゼロになる予定なのでしょうか。

○（財政）財政課長

借り入れの残高につきましては、約4億、5億円ほど減ってくる形でございますが、最終的には、基金につきましては、計画では平成34年度、他会計からの借り入れにつきましては37年度ということで計画しております。

○山田委員

その中で聞かせてほしいのですが、特定目的資金基金、この部分で、ことし、残高が微増しているのですが、過去のこの特定目的資金の主な項目を挙げていただいて、どのような状況になっているのか、お聞かせいただけますか。

○（財政）財政課長

主なものということでございますが、昨年度の年度末から比べまして、金利等の状況もありまして、それほどふえてはいないのですが、例えば地域経済活性化等推進資金基金につきましては、1,119万円ほどの減となりまして、現在額4,020万円ほどとなっておりますし、庁舎建設資金基金につきましては、昨年度1,500万円ほどの積み立てがありまして、現在額としましては3,550万円ほどの形になっております。あとは、微増とか、若干少なくなっている形の状況でございます。

○山田委員

最後に少し触れた庁舎建設資金でございますが、私も代表質問で触れましたが、ほかの市町村でいけば丸っきり桁が違うということも私も承知しております。こういったものも十分考慮した上で、できる限り、こういう大きな目的に対しては、ある程度の予算を組んでいただければと私は思っております。そのことは要望しておきます。

それと、この中で財政力指数、今回、この平成27年度の財政力指数が、ことしが0.422になっております。この部分でいくと、やはり地方譲与税だとか、普通交付税、この部分に依存している状況がわかると思うのですが、市長にお聞きしますが、こういう地公交付税に依存した形、これを脱却するように、今後、この原因についてどういう認識か、お聞かせ願いたいと思います。いかがですか。

○財政部長

この財政力指数といいますのは、要するに一般財源の中で普通交付税に依存している率でございます。

本市の場合は0.422、昨年は若干好転はしてございますけれども、やはり市税の増収、こういったことが今後の小

樽市の弾力性のある財政運営につながると思っておりますので、やはり市税の確保、こういったものに常に努めていかなければならないというふうに考えてございます。

○山田委員

確かに、この市税が、本当に他力に頼らず、自主財源でそういうものが大きくなれば、いろいろとまちの施策も多様な施策ができると私も思っております。その部分では、いかにその市税を上げるかよりも、上げる根本、上げられる人々、そういう部分をぜひつくっていただく、やはりそういう施策も私は必要ではないかと思っております。

◎参与の任用について

参与の件であります、参与について任用する基準、また、きのうは給与の部分のお話ありましたが、例えば本市の等級別の基準職務表とか、その能力を問う部分、例えば資格基準表、これがあるのですが、きょう新風小樽の資料もありますけれども、その当時、こういうことは考慮に入れなかったのか、まずその点をお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）秘書課長

参与の報酬の決め方という部分に関してでございますけれども、今、委員から御指摘のあった点に関しては、いわゆる一般職の正規職員に関しての給与基準という形になってございますので、それとは切り離して報酬額の単価の決定という形で協議をいたしました。

○山田委員

一般職ではないということで、参与を基準としたということでありましてけれども、やはり私的には、どのような能力があるのか、その部分を実証できなければ、やはり参与という職務の内容には実証性がないのかなと思っております、その点はいかがでしょうか。

○（総務）秘書課長

任用に当たっての能力の証明という形の御質問であったかとは思いますが、繰り返しの答弁になりますけれども、除排雪の業務を経験していること、それからあと民間における除排雪の業務、こういった部分の両方の経験を重視して、そして任用したという形でございます。

○山田委員

例えば、これ小樽市職員初任給等規則の別表第 2 号からいくと、一般事務技術職員、消防吏員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、薬剤師、栄養士、歯科衛生士、保健師、船舶技術職員、その他の職員となっております。できれば、そういった部分を先に、この中でどういう部分に当たるのか、例えば最初の一般事務技術職員に私は当たるのかなという気はするのですが、その部分は考えていなかったのでしょうか。

○（総務）秘書課長

今、御指摘のあった点でございますけれども、まず参与の身分として、嘱託員として任用するという部分がありました。その中で、単価の設定に関しては、一般職の給料表と切り離して単価の設定という形を打ち合わせしたという形になってございます。

○山田委員

そういう切り離したといっても、例えば別表第 4 号でいけば、経験年数換算表というのもあります。一般職の技術職プラス、この経験年数換算表、それから別表の 5 では修学年数調整表、例えばいろいろな高校、大学、そういった部分で当てはまる金額がなかったということでもいいのですか。

○総務部長

今、秘書課長からお答えしておりますとおり、いわゆる一般職、正規職員の基準を当てはめて考えるということはありませんので、そもそもいわゆる嘱託員という形での採用を予定しておりましたので、今、委員が言われているような基準は、嘱託員を任用するに当たっては通常、考慮してございませんので、そういった意味ではそう

いったものを事前に検討するという事はしてございません。

○山田委員

そうですね。そういう特別な役職ということで考えていいですか。

○総務部長

特別な役職という言い方が適当かどうかなのですけれども、あくまでも高度な知見といいますか、いろいろな経験を持った方ということで、市長直轄のアドバイザーという位置づけでの考慮をしたわけですので、ですから、今、先ほど秘書課長からお答えしておりますとおり、役所での経験ですとか、除雪の経験ですとか、それから大雪での経験ですとかというような、そういったような役所で実際に役に立つような知見をお持ちの方ということでの評価でございますので、そういった意味では、先ほど来委員がおっしゃっておられる特別なというようなことではなくて、そういった高度な知見をお持ちの方ということで任用したということでございます。

○山田委員

総務部長はそういうふうに言いますけれども、我々からすれば、はたから見るとやはり特別なのです。どうしてもやはりそういうふうに、高度な知見、高度な長年にわたる経験、市の職員としての在籍年数、どれから見てもこれ特別ではないですか。

○総務部長

どういった形を特別だというふうに判断するのかは、主観といいますか、個人個人違うかとは思いますが、我々の判断としては、今お話しした、こちらからお話ししているようなことが高度な知見であるというふうに判断しているということでございます。

○山田委員

きのうから我が会派の濱本委員も言うておりましたが、参与という制度自体、事前の説明もなく、唐突にこれは出された職務であります。その部分で、我々もその条例に関しては否決しております。また、今回の決算特別委員会でも、平成27年度の予算については、我々も慎重にこの部分は考えていかなければならない問題だということは申し上げておきます。まるっきり、参与という部分で、私はその予算の流用も認めないし、自民党としても一切そういうことは認めておりませんので、その部分はある程度、この決算の最後のときに結論が出ると思いますので、

私の質問は、これで終わります。

○酒井（隆行）委員

◎参与の任用について

それでは、今の議論ときのうから続いている部分で、やはり少し理解ができない部分がありますので、参与の部分についてももう少しお聞きしたいと思います。

4月30日に市長が就任をされまして、6月10日に参与を採用されたということで、この時系列に絞って少しお話を聞かせていただきたいと思いますが、まず、この参与、市長が参与の必要性を感じたのは、就任されてからでしょうか、それとも就任前からそういうお気持ちがあったのでしょうか。それについて答弁をお願いします。

○市長

私なりに当時、除排雪の公約を、パンフレットですか、当時はマニフェスト、それにも当然載せて取り組んでいくところでございます。

私としては、就任させていただいた中で、それを具体的に実現していきたいという思いは皆様にも何度もお話をさせていただいているところでございますけれども、それを5月の中で、引き継ぎであったりとか、現状の取り組み等をさまざまお聞きする中で、それを少しでも具体化するためには、そういうような方々のお力添えが必要だという認識を持ったというところであったと、恐縮ですが、記憶をさかのぼって今お答えしておりますけれども、で

すから私自身はそれをはっきりと参与というか、そういう方に、どなたか御就任いただいて具体的に形にしていきたいという思いを持ったのは4月30日、就任後であったというふうに私自身の記憶では認識しているところでございます。

○酒井（隆行）委員

4月30日以降ということで理解しました。

そこから、5月21日に人事案ということで、これに参与という言葉が記載されていたという答弁がありました。4月30日から5月21日の間で、どの段階で市長は参与の必要性を感じたのか。

（「今のは違う質問」と呼ぶ者あり）

前の質問は、就任前か就任後かということでした。就任してからということで答弁はいただいたと思います。これを受けて、4月30日から5月21日、5月21日に市長が作成した人事案に参与という言葉が記載されていたということで、前回の議論の中でも答弁されていたと思いますが、この4月30日から5月21日の間で、どの時期に、どの段階で、いつ参与が必要だという判断をされたのか、これについてお願いいたします。

○市長

ごめんなさい。これ具体的な日付は、恐縮ですけれども、思い出すことはできません。

○酒井（隆行）委員

これまでもそうなのですが、いつ誰がどこで何を決めたのかということをお我々は質問をしていますので、どの段階で、記憶にないとかではなくて、大事なことですので、記憶をたどってでも結構ですし、何か記録しているのであれば、それを確認していただいて答弁していただきたいと思います。

○市長

今の御質問は、いつどこで誰が決めたとは関係ない部分だというふうに思っております。

私自身が参与が必要だというふうな形で担当職員にいわゆる書面として依頼しているのは5月21日ですから、私自身は、誰が決めたのかというのは、私自身が必要だということで職員に指示をしたので、私が決めたことでありますが、それを、申しわけないですが、いつ思い立ったのかという具体的な日付までは、先ほど来からお話ししているように、現状においては何も手元にありませんので、お答えすることができません。

○酒井（隆行）委員

4月30日から5月21日の間なのですよ、確実に。その間なのですよ。5月21日には、もうその人事案の中に記載されていたということですので、どの段階かというのは思い出せると思うので、もう一度、もし思い出せないのであれば、何か記録がないのか、あるいは少し時間をかけるのか、まずその部分についてもう一度答弁をしていただきたいと思います。

○市長

何回聞かれても、現状ではお答えしようがありませんし、記録はありません。

○酒井（隆行）委員

自分が決めたことですので、記憶がないとか、そういう話にはならないと思うのです。例えば早い段階、4月、5月の頭ですとか、頭だと、ではカレンダーを見ると、このあたりだとか、思い出してくると思うのですけれども、思い出せないということなのですね。

それでは、質問を変えさせていただきます。

まず、5月21日に、その人事案の中に掲載されていたということでした。参与というポストが記載されていて、その中に具体的に名前があったということです。この方に決めたのはいつの段階でしょうか。

○市長

ごめんなさいね。いつは、先ほど来からお話ししているように答弁しようがありませんけれども、でも依頼をし

たのは、何度もお話ししていますけれども、5月21日にお話をしているところでございます。ですから、そのときには決まっていたということでございます。

○酒井（隆行）委員

それは理解できるのです。私が聞いているのは、いつこの作成をされて、この人事案に名前が載ったのかということなのです。これ21日にはもう森井市長の提出された人事案には記載されていたということですので、いつの段階でこの方に決定したのか。これは森井市長が決めたことだと思いますので、思い出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

ですから、今までの答弁のお話のとおりですけれども、4月30日以降で5月21日の間に決めさせていただいております。

○委員長

酒井隆行委員、いかがですか。

（「5月上旬なのか下旬なのか、どういうふうに決めていたのか」と呼ぶ者あり）

今のお答えで。

○酒井（隆行）委員

私が聞いているのは、いつごろということですので。これは森井市長にしかわからないことですから。

○委員長

市長、いつごろということも思い出せないということですか。

（「だって、また記憶の中での答弁って……」と呼ぶ者あり）

議員の皆様から御指摘されていますけれども、正確なものを答弁してほしいということですので、今お話ししている以上のことは今は答弁できません。

○酒井（隆行）委員

今は答弁できないということは、時間をかけると答弁できるということですか。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、それに伴う記録は残っておりませんので、正確なことは時間がたってもほぼ同じ内容でしかお答えできないと思われま。

○酒井（隆行）委員

そうしたら、質問を変えます。

参与だった方、これ以外に参与にふさわしいと思われる方はいらっしゃったのでしょうか。

○市長

そのようにどなたかをと思ったときには、複数思い立ったことはありますけれども、最終的に堤氏しかいないという思いのもとで選ばせていただいたところでございます。

○酒井（隆行）委員

今、そこまでおっしゃるのであれば、どの段階でということは思い出せるのではないですか。何名かいるということまでおっしゃるのであれば、少し時間をかければ、どの段階でというのは答弁できるのではないですか。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、難しいと思います。それについての保証はできません。

○酒井（隆行）委員

何名かいらっしゃったと。その中で、堤氏にお願いをしたということなのですが、その堤氏を選んだ理由、これについて、今までも答弁しているかと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○市長

何度もお話しして恐縮ですが、やはり私自身の掲げた公約を実現していくためのアドバイザーとして取り組んでいただきたいという思い、さらには、先ほど来総務部長等からも答弁しておりますけれども、特に除排雪のことが、私は初年度で唯一予算を触れられるということもありましたから、やはりその除排雪に伴う経験が深い、過去にそのような危機的な状況においても対応されている、または市政にももちろん携わり、また、民間としてもその業務に携わっていたという点、その他さまざまな要素を含めて鑑みた結果、必要だという認識になったというところでございます。

○酒井（隆行）委員

この方とは以前からおつき合いがあったと思いますが、いつぐらいからおつき合いされていたのでしょうか。

○市長

私自身、市議会議員を務めておりましたので、市議会議員、市役所職員、かかわりはそこから始まっていると思いますので、私が議員時代でありますけれども、その初めての出会いがいつなのかという具体的な日付までは、申しわけないですが、わかりません。

○酒井（隆行）委員

私が聞いているのは、初めての出会いとか、そういうことではないのですよ。この方とどういうおつき合いをされているのかということを知っているのであって、初めてどうのこうのという話ではないのですよ。もう一度答弁してもらえますか。

○市長

ですから、何度も繰り返しですが、私が市議会議員のときに市役所職員としていらっしゃった方なので、そういうところからのつき合いでございます。

○酒井（隆行）委員

市議会議員でなかったときは、どういうおつき合いだったのでしょうか。

（「市議になってから出会ったんじゃない」と呼ぶ者あり）

（「うん。市議になって。どういうって、どういうか」と呼ぶ者あり）

（「その前はないでいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「市議の前。わかりました」と呼ぶ者あり）

（「いや」と呼ぶ者あり）

○市長

市議会議員の前は全くありませんでしたので、何度も繰り返して恐縮ですが、私自身が市議会議員を務めて、市役所職員、そういう関係でございます。

（「どういうって、いや、皆さん、市議で市役所職員とどういうつき合い」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

いえいえ、私が聞いているのは、市議会議員のときにおつき合いが始まったということですよ。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

市長が市議会議員でなかった、要は市議会議員を経て市議会議員ではなかった時間があったと思いますが、そのときはどういうおつき合いをされていたのですかという質問なのです。市議会議員前の話ではなくて、後の話なのです。

○市長

恐縮ですが、確かに名前がわかっている方ではありますけれども、プライベートなつき合いとか、そういうことをこの議会の場でお話しするというには私ならいいのではないかというふうに思っておりますので、そのつ

き合いというの、どういうというその質問の内容も、私、正直どう答えていいかわからない、皆さんも市議会議員だと思いますけれども、例えば市役所職員であったりとか、またOBの方であったりとか、いろいろな方々皆さんもつながり等があると思うのですが、それぞれの方お一人お一人にどういうつき合いということで具体的な何かが、表現できる方法があるのだったらあれですけども、私自身それが見当たらないというか、思い当たらない部分でもありますので、恐縮ですが、今のお話における質問は答えようがないと思っております。

○酒井（隆行）委員

それでは、質問を変えさせていただきます。

参与の報酬について、これまでも1日1万5,000円の月30万円ということで答弁されておりましたが、その根拠についてもう一度答弁していただきたいと思えます。

○（総務）秘書課長

報酬額30万円の根拠だと思いますけれども、ALTが月額30万円であったという部分、それからあと日額単価といまして、臨床心理士1万4,340円というのがございまして、その中で前例等がないという部分もあった形ではございますけれども、1日当たりの報酬単価を1万5,000円と設定して、月平均勤務日数20日を掛け合わせて30万円を設定したという形でございます。

（発言する者あり）

○酒井（隆行）委員

今まで、きのうとは違うのかなというふうに思いますが、この1万5,000円というのを具体的に、なぜ1万5,000円だったのか、これが何度聞いてもわからないのですよ。理解ができないのですよ。1万5,000円という数字がなぜ、どこから出てきたのか、これについてもう一度答弁してもらえますか。

○（総務）秘書課長

報酬単価、月額30万円の部分、日数で割り返せば1万5,000円という形にはなります。その中で、1万5,000円があって20日間、平均日数20日間掛けるという形の一つの考え方もございます。

それからあと、月額単価というものもありますので、その部分を総合的に勘案して月額30万円という報酬単価を設定したという形になってございます。

○酒井（隆行）委員

今、30万円のことを聞いているのではなくて、1万5,000円という数字はどこから出てきたのかという質問なのです。

（「臨床検査技師でしょ」と呼ぶ者あり）

先ほど答弁もらいましたけれども、ALTとか何とかかんとかというのも今まで聞いていたのですが、なぜその資格と同等の1万5,000円という数字が出てきたのかという部分について、もう一度答弁をお願いいたします。

○（総務）秘書課長

なぜ1万5,000円かという部分でございすけれども、一つ、日額単価として臨床心理士、これも何度か答弁をさせていただいておりますけれども、臨床心理士は1万4,340円という単価がございす。こちらも参考にしつつ、日額の単価、その部分が1万5,000円の参考という形でさせていただきました。

○酒井（隆行）委員

この方は臨床心理士なのでしょうか。

○（総務）秘書課長

いえ、臨床心理士ではございません。

○酒井（隆行）委員

では、なぜ臨床心理士が出てきたのですか。

○(総務)秘書課長

単価の参考にさせていただくということで、臨床心理士の単価が日額 1 万 4,340 円、約 1 万 5,000 円であるということ参考にさせていただいたという形でございます。

(「1 万 5,000 円ありきじゃない」と呼ぶ者あり)

○総務部長

今、秘書課長からいろいろお答えさせていただいておりますけれども、今回の参与につきましては、もちろん今までこういった嘱託員というのがいなかったわけですから、基準になるような単価の嘱託員というのは、実際存在してございません。そういった中で単価を決めようとする、やはりどこかに基準を求めなければなりませんので、その際に実は求めさせていただいたのが ALT ですか、今お話ししております臨床心理士といったような単価を参考にさせていただいたと、そういったことでございます。

(「額だけ参考にしたということじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○酒井(隆行)委員

今、部長の前の秘書課長の答弁では、単価ありきの臨床心理士、ALT というふうに聞こえましたが、単価ありきということよろしいですか。

(「勤務日数も勤務時間も違うんだから単価ありきじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

単価ありきということではございません。一つの決定の参考にさせていただいたという形でございます。

○酒井(隆行)委員

では、参考に当たってどういう議論があったのでしょうか。

○(総務)秘書課長

どういう議論かという部分でございますけれども、小樽市においても前例といいますか、参与という嘱託員の単価というものを持っておりませんでしたので、例えば他市の状況であるとか、そういう部分も調べさせていただきました。

ただ、いわゆる参与というふうには呼ばれる職種に関しては、非常勤の勤務形態であったりさまざまな、特命の参与であったりとかという部分がございます、なかなかそれで、小樽市と同一な形での単価という部分がなかなか見出せないという部分がございます、そういった部分も含めまして、議論の中ではそういうふうな議論もございました。

○酒井(隆行)委員

他都市の何を参考にされたのでしょうか。

(「単に報酬じゃないの」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

他市の何かという部分が、他市で参与を採用している、そういった都市であったり、参与の報酬額であったりとかいう部分も調査をいたしまして、それも議論の一つの目安といいますか、参考にしたという形でございます。

○酒井(隆行)委員

そこから臨床心理士、ALT がどのように出てきたのか、もう一度答弁をお願いいたします。

○(総務)秘書課長

そういう意味では、先ほど来答弁している部分でございますけれども、臨床心理士の単価、それから ALT の単価、市の嘱託員の単価は、それぞれ職務によってさまざまに定まっております。そういったものも勘案して、参考にして単価を決定したという形でございます。

○酒井（隆行）委員

答弁いろいろいただいておりますが、もう一度確認します。この方は臨床心理士なのでしょうか。

（「やばいわ、それ」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

臨床心理士ではございません。

○酒井（隆行）委員

では、なぜそこと比較をされるのですか。

（「単価ありきだったと言ったほうが楽ですよ」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

単価の部分に関して、先ほど来の答弁の繰り返しになりますけれども、他市で参与を採用している状況の単価である、そういったものも参考にしつつ、日額的に 1 万 5,000 円なりが妥当であろうというふうな形で判断をしまして、そういう意味では日額単価として臨床心理士の 1 万 4,340 円というものがあつたと、そういったものを参考にさせていただいたという形でございます。

○酒井（隆行）委員

単価、単価と言いますけれども、単価ありきということなのですか。単価が 1 万 5,000 円で、臨床心理士がそれに近いからそれにしたということなのですか。それが根拠だということなのですか。もう一度答弁願います。

○（総務）秘書課長

単価ありきという形では、そういう意味では単価ありきということではないのでございますけれども、額を決めなければいけないという部分の中では、嘱託員の単価が日額で設定しているもの、月額で設定しているもの等がございますので、その中であくまで参考として臨床心理士の日額単価があつたと、そういうふうな意味でございます。

（「参与の年の嘱託員だと 16 万円ぐらいでしょう」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

課長、めちゃくちゃですよ、言っていること。そういう意味では単価ではないとかなんとかかんとかと今も言っていましたけれども、なぜ臨床心理士なのですかと聞いているのです。この方は臨床心理士ではないということは理解はできました。1 万 5,000 円というのがどこから出てきたかということ、臨床心理士だということなのですね。それと比較したということなのですよ。なぜ臨床心理士と比較しなければならなかったのですか。

（「金額ありきだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○（総務）秘書課長

臨床心理士と比較したといいますか、臨床心理士の単価も参考にさせていただいたという形でございます。

（「それだったら何で 1 万 5,000 円だったっていう」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

なぜ臨床心理士を参考にされたのでしょうか。

（「1 万 5,000 円に近いからじゃないの、これ 1 万 4,340 円って」と呼ぶ者あり）

（「1 万 5,000 円ありきだったってことになっちゃいますよね」と呼ぶ者あり）

（「そういうことだ」と呼ぶ者あり）

（「職務も勤務実態だって違うのに、どこから出てくるのさ、それ」と呼ぶ者あり）

○総務部長

先ほどもお話ししましたがけれども、本市にはこういった参与という職がなかったわけです。繰り返しになりますけれども、そういった中での単価設定をしなければならないというときには、やはり先ほど来お話ししているよう

に、どこかに金額を求めなければいけませんので、そういった中で、例えば A L T につきましては月額 30 万円、日額にしますと 1 万 5,000 円、それから臨床心理士につきましては 1 万 4,340 円、約 1 万 5,000 円といったようなところで今回は基準を求めたということでございますので、これは幾らにするかということは、何かに決まっているということではございませんので、そういった意味ではここに基準を求めたということでお話をしているところでございます。

(「何でその基準にしたのか」と呼ぶ者あり)

(「したら、単価ありきなんだわ、それだったら」と呼ぶ者あり)

(「委員長、ちゃんと裁いてもらっていいですか」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

今の総務部長の答弁ですけれども、まず根拠なく外国語指導助手 A L T の部分を 30 万円で、1 日当たり 1 万 5,000 円だというふうに設定していますけれども、A L T の勤務実態を本当に御存じで 1 日当たりの金額を言っているのか。これ、私、調べたところ、勤務時間も違いますし、勤務日数も違うので、今の部分は間違い、誤った答弁だと思います。

また、今まで酒井隆行委員が質問していたところは、参考の部分はなぜだということで、いろいろ並べていますけれども、どうして 1 万 5,000 円の基準になったのかというところを聞いているので、その点についてはきちんと御答弁いただかないと、私もきのう質問しているのですよ。なかなか出てこなかった部分ですので、その点、委員長から理事者に答弁を促していただきたいと思います。

○委員長

今の議事進行について申し上げたいと思います。1 万 5,000 円の根拠については、この間もいろいろずっと議論があったところでありまして、理事者側からは、それなりの根拠というか、参考という表現ですけれども、回答としては出ているというふうに理解を私はいたしております。

したがいまして、そういったことを含めて、酒井隆行委員には質問を続けていただきたいと思います。

(「参考は言っているけど、1 万 5,000 円のラインを決めた根拠は言ってないのですよね、そうですね」と呼ぶ者あり)

(「臨床心理士を参考にしたというのはわかるけれど、その根拠がないという話なんです」と呼ぶ者あり)

(「参考にしたのはわかるけれど、何で参考にしなければいけなかったのかということと、あと A L T の部分は多分違いますので、答弁をもう一回正確にやり直していただきたい」と呼ぶ者あり)

○総務部長

今、安齋委員からお話しの A L T につきましては、私お答えしましたのは、月額 30 万円ですので、平均の勤務日数で割り返しますと、その部分をお話ししていませんけれども、平均の勤務日数で割り返しますと、約 20 日ということと言えますと 1 万 5,000 円という、臨床心理士とほぼ同一ですけれども、そういった金額になるという意味で 1 万 5,000 円というお話をしておりますので、実際の勤務日数でということになりますと、人によっても違いますし、さまざまなことになると思いますけれども、日額単価を求めるに当たって、平均の勤務日数というのをを使って割り返せば 1 万 5,000 円ということだということでお話ししております。

○酒井(隆行)委員

もう一度お聞きしたいと思います。1 万 5,000 円にする根拠、臨床心理士等を参考にされた根拠、これについても

う一度答弁していただきたいと思います。

(「1万5,000円ありきだったと言っちゃえば、それで済みますよ」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

先ほど来、総合的に勘案してということで答弁をさせていただいておりますけれども、一つ、月額単価といたしまして設定されている他市の参与の報酬額等もございました。こういった部分も含めまして、月額30万円、日額とすれば1万5,000円という形で着地点を見つけたという形でございます。

(「委員長、きのうの僕の答弁には、他都市は参考にならないと言ったのですよ。今の答弁違いますか。他都市は参考にならないからALTをとったのですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

酒井隆行委員、今の答えについていかがですか。

(「だめじゃないですか、それは」と呼ぶ者あり)

○酒井(隆行)委員

きのうと言ったことが違うのであれば、それはきちんと確認した上で進めていかないといけないというふうに思いますが。

(「他都市もあつたけれども、状況が違うからALTにしたと、きのう」と呼ぶ者あり)

○委員長

質問の趣旨と回答が違っているということなのですから、どうですか。

(「質問の趣旨じゃなくて、きのう言ったことときょう言ったことが違うんじゃないですかっていう」と呼ぶ者あり)

(「きのう言ったことと違いますよね」と呼ぶ者あり)

酒井隆行委員の質問に対して、きのうの答弁と食い違う点というのは、具体的にもう一度指摘していただいけませんか、もう一回。

(「いやいやいやいや違う」と呼ぶ者あり)

きのうは、安齋委員の質問に対しての答え、それで、今、酒井隆行委員の質問に対する答えが違うという部分なのですから、酒井隆行委員の質問に対して、きのうと食い違う点について、具体的に理解をされていないのではないかと思いますので、いかがですか。

(「言った本人に確認したらどうですか、そういう答弁をしたのかどうか」と呼ぶ者あり)

(「本人に確認したほうがいいね」と呼ぶ者あり)

(「ばらつきがあつて参考にならないからALTをしたと言ったのだけれども、いきなり今度、他都市を参考にしたって言われたから」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

昨日の安齋委員への答弁でございますけれども、私の答弁の趣旨といたしましては、参与という職は、担当する職務もさまざまであったり、それからあと報酬額、日額のものもあつたり月額のものもあるという中で、今、小樽市で採用しようとしている参与にぴったりと一致するものはなかったと、そういうふうな形で答弁させていただいたと記憶してございます。

(「そうしたら、さっきの参考にしたというのは」と呼ぶ者あり)

(「そうそう。さっきの参考にしたという答弁は違うのではないですか」と呼ぶ者あり)

その中では、他市の参与の報酬額であったりとか、職務内容という部分に関しては一致するという部分はございませんけれども、その中では単価の額等も調べまして、それも参考にしたという形でございます。

(「そういうものがないから参考にしたって」と呼ぶ者あり)

(「何かよくわからないけれども」と呼ぶ者あり)

○酒井(隆行)委員

単価を参考にされたのですよね。他都市の参与の単価を参考にされたのですね。

では、その他都市の単価の根拠も臨床心理士ということなのですか。

○(総務)秘書課長

いいえ、参考にした単価の部分では、臨床心理士という部分ではございません。

(「全然何かおかしくないか」と呼ぶ者あり)

○酒井(隆行)委員

それでは、何を参考にされたのですか。

(「参考にした他都市の参与の根拠は何だったのかという」と呼ぶ者あり)

そうそう。

(「臨床心理士だったのかと言ったら違うという。その参考にした参与の……」と呼ぶ者あり)

○委員長

お静かに願います。

○(総務)秘書課長

他都市で参考にした部分というふうな形で答弁させていただいてよろしいでしょうか。

他市の参与の状況というものを調査いたしまして、職務であったり、それから単価の額であったりという部分、そちらのほうを参考といたしました。

○酒井(隆行)委員

いやいや。

他都市を参考にされたのですよね。されたと言いましたよね、単価を。1万5,000円の単価、そういうところもあったということで、参考にされたのですよね、他都市の。それで、その他都市の1万5,000円というのも、臨床心理士を参考にされた単価なのかということを知っているのです。そうであれば、そうだと答えてください。そうでなければ、では何で臨床心理士が出てくるのですかという話になるのですけれども。まず、それを答えてください。

○(総務)秘書課長

私が調査した部分では、他都市の部分では、月額単価という部分、こちらのほうでは臨床心理士という部分は出てきていないという形でございます。

○酒井(隆行)委員

では、何を参考にされたのですか。

(「そうなっちゃう」と呼ぶ者あり)

(「一致したのがないんだからな」と呼ぶ者あり)

(「そうなっちゃうんだよね」と呼ぶ者あり)

(「一致しないんだもの、金額ありきなんだって」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

他都市の参考にした部分では、職務内容であったり、それから月額単価であったりとかという部分を参考にいたしました。

○酒井(隆行)委員

では、単価ありきだということですか。

○(総務)秘書課長

単価ありきという形では考えてございません。あくまで参考という形で、月額の報酬単価が、報酬月額が幾らで

あったかということ参考にしたという形でございます。

○酒井（隆行）委員

何を参考にされたのですか。単価を参考にされたのですよね。何を参考にされたのですか、もう一度答弁願います。

（「魚沼市とか、金沢市とか言えばいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「参与という名前と単価を参考にしたんじゃないか」と呼ぶ者あり）

（「そう」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

参考にしたという部分で月額報酬単価の部分、一例を申し上げれば、釧路市では70万円、金沢市は30万円から40万円、舞鶴市は54万円、徳島市は48万円、それぞれ単価は、昨年、調査した時点でございますけれども、月額報酬単価、こういうふうな単価の設定があったということ、これをあくまで一つの参考にしたという形でございます。

○酒井（隆行）委員

だから、先ほどから言っていますけれども、単価を参考にされたということによろしいのですよね。単価ありきで、単価を参考にしたということによろしいのですよね。

○（総務）秘書課長

単価、それからあと、それぞれ職務の内容であつたりとか、そういう部分も調査をしまして、単価もその一つの参考材料と、参考としたという形でございます。

○酒井（隆行）委員

もう一回聞きますよ。単価ありきで、単価ありきでということによろしいのですよね。

○（総務）秘書課長

報酬額の決定、決めるに当たって、あくまで他市の報酬月額等を参考にしたという形でございます。

○酒井（隆行）委員

参考にされたということですね。他都市を参考にされたということなのですね。そこからなぜ臨床心理士が出てきたのかということを確認させていただきたいと思います。お願いします。

○（総務）秘書課長

単価の決定に当たっては、他市の状況であつたりとか、または本市の嘱託員の報酬額であつたり、それも月額、日額という部分もございますけれども、そういった部分で総合的に勘案をして決定しました。その中で1万5,000円、臨床心理士に近い単価という部分ではございますけれども、参与の勤務日数で割り返した場合、日額1万5,000円程度になるというふうな形でございます。

○酒井（隆行）委員

参与の方と、その臨床心理士の資格を持った方、高度な知見ということなのですが、それをどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

要は、堤参与と臨床心理士、全く違う業種であると思うのですが、なぜその方が臨床心理士の報酬1万5,000円に該当するのか。先ほど、高度な知見という部分がありましたが、高度な知見を具体的にあらわしていただきたいと思います。高度な知見というのは、民間でどうのこうのというのではなくて、具体的にこういう資格を持ってですとか、そういう部分で具体的に、だから臨床心理士と同等の扱いをするのだという具体的な部分で答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長

きのうもお話ししましたが、資格ということで言いますと、測量士ですとか、あるいは1級施工土木管理技士といったような資格を持っておりまして、臨床心理士はたまたま1万四千幾らという単価になっておりますけ

れども、先ほど秘書課長からも、他都市の例でいろいろ参与の金額というのはかなりばらつきがございます。そういった中で、本市としては、先ほどお話しした中では比較的低い金額での設定になっていると思いますけれども、その中で30万円というのを設定したとすると、平均日数で割り返しますと1万5,000円ということになりますし、また、単価で言うと、うちのいわゆる嘱託員の臨床心理士の単価が約1万5,000円、少し切りますけれども、1万4,340円というような形になってございますけれども、そういった単価を参考にさせていただいたということでございます。

○酒井（隆行）委員

何回聞いても、単価ありきなのですよ。根拠も示せない。何回聞いても、単価ありきの答弁しかできない。我々はそういうふう認識していますし、そういうふうにはしか聞こえません。そういう意味では、今回、きのうから続いていますけれども、その参与の部分、その前からずっと続いています、どういうふうに税金が使われたのか、どういうふうにその1万5,000円が出てきたのかというのが本当に不透明であるというふうに認識しました。この参与の部分については、不要な支出であったという認識であります。

この後もまた自民党として質問はしていくとは思いますが、やはりもう少しわかりやすく、その1万5,000円、根拠を具体的に示せるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務部長

単価ありきというお話しされているのですけれども、先ほど来お話ししていますとおり、やはり新たな職の嘱託員を任用するに当たって、単価はどうしても設定しなければいけませんので、そういった形で、我々としては一定の参考になる他都市の例ですとか、あるいはこの程度が妥当だろうという協議をしながら、その中で設定した単価でございますので、単価ありきと、もちろん職務の内容もございまして、単価は先ほどからお話ししているとおおり、いずれにしても決めなければいけないことではございますので、そういった中で、ではどこを参考にして単価を決めていくかというようなことで協議をしながら決めたということではございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

最後、部長の答弁でもそうですけれども、単価の話しかしていないのですよ。単価の話しかしていないのですよ。だから、その根拠をずっと聞いてきたわけですよ。でも、最終的にやはり単価、単価、単価、単価という、単価の単語しか出てこないのですよ。そういう意味では、これ最後にしますけれども、我々としては不当な、不要な支出だったというふうに認識しますので、これで終わります。答弁求めているのですよ。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

（「答弁求めているのですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

答弁求めているのですから、市長、やめてください。

（「私」と呼ぶ者あり）

はい、答弁を求めていますから。

（「意見として言ってるから答弁はできない」と呼ぶ者あり）

（「意見として言われれば意見としては言えるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

答弁を求めておりませんから、市長、着席ください。

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

新風小樽に移します。

○安齋委員

◎参与の任用について

先ほど今回の委員会の冒頭で秘書課長から訂正いただいたので、1 点だけ質問させていただきます。

最初、なぜわからないというふうに発言をされたのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

なぜ嘱託員であったのかということに関して、このなぜの部分わからないということの趣旨の発言の部分でということでは答弁させていただきます。

昨年 6 月に人事異動になりまして、時系列的な部分は発言の訂正で発言させていただいた部分ではございますけれども、当時の総務部長との中で、身分の取り扱いであったり、それからあと、先ほど来、単価という部分でもお話がございました。前総務部長にも確認をしてお互いのやりとりを整理した中で、嘱託員として身分を決定する経緯、どういう部分が、私の中で曖昧だったものですから、わからないというふうな趣旨で発言をさせていただいた形でございます。

○安齋委員

本当は嘱託員が決まっていたから、その点がわからないと答弁したのではないかなというふうに思ったのですけれども、そのようにお答えなので次に進みますが、もう何点か、参与のことです。

市長は、前体制というか中松市長の体制のときにつくった人事案を、私の公約が実現できるような人事案ではないから私がつくりますみたいな形で 5 月 21 日に参与を入れた人事案を出したということなのですが、その人事案で公約を実現させようとしたのに、何で参与もまたさらに必要だったのかお聞かせください。

（「ちょっとごめんなさい、意味がわからない」と呼ぶ者あり）

職員の人事異動で、自分が公約を実現するためにこの職員配置だ、適材適所だと言ったのに、にもかかわらず具体的に公約を実現するために参与が必要だったと言ったのは何でだったのかと。その人事案は、では何だったのかというのをお聞かせください。

○市長

人事自体においては、採用されている職員においてのことですけれども、私としてはその参与も含めて行うことで公約実現に向けて動き出すという、そういう思いを持って今までもお話をし、発言をさせていただいたというところでございます。

○安齋委員

参与を含めて 6 月 1 日の人事をしたということですが、ことしの 4 月 1 日に、そのかえた人をまたかえて、しかも参与もない中で、ではその公約実現は何だったのかという話になるのですけれども、どうして今回、4 月 1 日に、前回の人事異動でかえた人と参与がない中でまたかえられたのですか。当時の認識がおかしいのではないですか、そうしたら。

○市長

いや、私は、認識がおかしいとは思っておりません。

ただ、私としては、この場で余り降任者の話をするのもあれですけれども、そういう方々にもそのまま残ってほしいという思いも話をさせていただいておりますし、また、何度も繰り返しになりますが、参与においては 4 年間続けていただきたいという思いもあってお話をさせていただいたところでございます。ですから、結果的に、4 月 1 日においてそのとおりに残っていないということは、私としては残念でありますけれども、今年度は今年度なりにこれからの公約実現に向けて動き始めるだろうという思いのもとで配置をさせていただいておりますので、安齋委員の御指摘とは考え方が違うのかなと思います。

○安齋委員

そうしたら、残ってほしいけれども、いなくなってしまったということなのですか。

市長から人事異動かえて配置がえですとやったのはなくて、当事者からやめたいのですと言われて、残ってほしかったけれども、残念だったという意味なのですか、今のは。

○市長

今お話ししたのは、配置された人たち全ての人たちのこととして言うてはいないところもありますけれども、一人一人、この人この人とはやはり言えませんから、私自身は、昨年も公約実現に向けて、または適性、それぞれの人員の適材適所という考え方のもとで行っておりますし、今年度も同じ思いを持ってやってきたということをお話をさせていただきたいということで行っております。

○安齋委員

きのうの資料なのですからけれども、5月21日から6月9日の間で、6月1日に市長は、本当は採用、任用したかったのだという話をしていましたけれども、当初、何でだめだったのか、お聞かせいただけますか。

○市長

私、その辺は詳しくははっきりわかっていないところもありますけれども、時間がなかったという認識でございます。

○安齋委員

参与の件ですけれども、余りこればかりやっても仕方ないのですが、きのう高度な専門知識ということで伺いましたけれども、市長は、常日ごろ、除排雪を先に取り組みたかったとおっしゃっていますので、除排雪に関しては私よりは経験はあるから、百歩譲っていいとしましょう。市長のほかの公約に対しての高度な専門知識というのはどこで証明できるか、お聞かせください。

市政全般のアドバイザーとって、公約実現のためのアドバイザーなので、除排雪以外の部分をどこで証明できるのか、お聞かせください。

○総務部長

今回の参与を任用するときというのは、まだ市長が役所に登庁してそんなにたっていない時期のことですので、当然、役所の中のことというのは、なかなか市長といえども全てを周知して、よく了知しているというわけではございませんので、そういった意味では、今お話し除排雪の部分は当然のことですけれども、それ以外、役所経験の長い方ですので、そういったことでいろいろな部分についてアドバイスをいただけるという判断であったというふうに聞いてございます。

○市長

具体的に書面等で証明できるものはないと思います。

○安齋委員

それで、360万円、市民の税金を使って雇うというのが本当に理解されるのかというのは本当に疑問に思いますし、不当な支出だったとはっきり私も言わせていただきます。

◎おたる自然の村について

では、自然の村について伺います。

平成26年9月29日に私が決算特別委員会で触れさせていただきましたが、そのとき、今の指定管理が27年で終わりますので、次の見直しの中で人の配置も含めてさまざまなコストから検討されるということをおっしゃっていましたけれども、27年度までどういうことを議論されて28年度の予算をつくられたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）農政課長

平成26年第3回定例会で、自然の村、税金投入に値するだけの事業活動をやっているのかとか、改善点がないのかということで、前回は指定管理期間が5年間あったのですが、それにつきましては公の施設の指定管理ということで、27年第4回定例会において御承認いただいたのですが、自然の村の指定期間につきましては、5年を3年に変更しまして、その中で、3年の中でさらに検討を深めまして、コスト的な面、各方面から分析できないかということをやろうということで、まずは指定期間3年というふうに、5年を3年にしております。

また、管理経費の面で、たまたま国の雇用制度がございましたので、それを活用しまして、27年第4回定例会の債務負担につきましては、年度当たり三、四百万円の管理経費の削減をして、何とか税金の投入、事業の効率化に努めたところでございます。

今後につきましては、さらにPR活動をしたりとか、そういうことをやりまして、税金に見合うだけの活動というような形を目指して頑張りたいと思っております。

○安齋委員

今の400万円の部分ですけれども、国からの補助金だということで、抜本的には全然変わっていないということですよ。違いますか。

○（産業港湾）農政課長

国からの制度の活用で、たまたま職員がこの雇用制度を使える状態がございましたので、その方の賃金体系を変えて、それで管理経費の削減に務めたということで、職員の数につきましては変わらないのですが、職員の異動というのは、当然、給料に従いましてございますので、そういったところで、今後どういった、あそこはただ管理すればいいというわけではないので、いろいろなキャンプ関係の指導をしていかなければならないということで、その辺、経験などいろいろなことが必要でございますので、そういったことを今後引き継ぐために職員の研修などもやっていかなければならないというふうに考えております。

○安齋委員

確かにあそこはいい施設で、ことし見ると、私が質問した当時よりも上がっているのですね、入り込み数とかも。だから、その点を評価させていただくのですけれども。

ただ、やはり次の見直しの中で、職員の適正配置も含めて検討させていただくと言っていたのに、全然検討されていないところが疑問でありまして、変わっていないのですよね、5人から5人で。その点は、どういうふうに検討されて、どういうふうにしたいのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○（産業港湾）農政課長

やはりローテーションを組んで、晩も含めてお客様に対応しなければならないということで、5人でローテーション、これは崩せないという部分なのです。そういったことで、管理経費の部分で何とか削減できないかなということで、今回の総体で債務負担で1年当たり三、四百万円の減に努めたということでございます。

○安齋委員

私が5人と言ったのは、夏は5人いてもいいでしょうと。冬、5人要るのですかという質問に対して、そのような、先ほど私が述べた答弁になっているので、冬も5人継続しているのだったら、次の見直しの中では職員の適正配置は行われていないという認識になってしまうのですけれども、それは私の認識が違うのであればおっしゃってください。

○（産業港湾）農政課長

やはり単に期間だけやっている、管理しているわけではなくて、その前後なり、開設に当たって、また閉鎖に当たって、また、冬の部分ではいろいろ自主事業などありますので、極端に半年、首ですというようなことには当然ならないということでございます。

また、短期間で、例えば職員を減らして短期で臨時でもいいということになりますと、やはり先ほど言った指導の部分でそれなりの適格者が採用できるかといいますと、今のところ無理ではないかというふうに原課では考えております。

○安齋委員

私が言いたいのは、切る切らないとかではなくて、冬、その5人を抱えた中できちんと事業をやっているのかということで、今回、事務執行状況を見ても、その冬のことも書いていないから、夏のことしか書いていないのですね。だから、5人雇うなら5人雇うほどの事業をやしてほしい、それで成果を存分に発揮してほしいということなので、その点御認識いただいて、またさらに営業努力等を努めていただきたいと思います。

◎審議会等の日当について

次に、審議会等の日当について、まず、審議会などの日当についてはばらつきがありますけれども、それについてどうしてばらつきがあるのか等を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

先ほど松田委員からも御質問ございました、小樽まちづくりエントリー制度に絡んだ形でお話しさせていただくのですけれども、市議会ということで、私ども企画政策室が所管する審議会等を例にしてお話ししたいと思います。

私どもで、小樽市総合計画審議会、こちらまだ次期の総合計画の策定、これからになりますので、今後の委嘱という形になりますけれども、この審議会につきましては、小樽市総合計画審議会条例で組織について規定してございます。

報酬額につきましては、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例、これに基づきまして、附属機関の構成員として執務日につき委員長であれば6,600円、それから委員であれば5,900円、こういった形になってございます。

一方で、今回、エントリー制度の市民公募の方にも入っていただいた例としましては、これも私ども企画政策室ですけれども、小樽市行政評価市民会議、こちらがでございます。こちらにつきましては、条例の設置ではなく、要綱によって設置してございます。その中で、あくまでお金の部分については、先ほどの報酬、費用弁償及び実費弁償条例ではなく、あくまで謝礼という形で、1日当たり1,200円、こちらを支給している形になってございます。

○安齋委員

エントリー制度自体は私はいいと思っているのですけれども、ただ、その入る委員によって、委員会によって報酬があるのとならないのと、市民の中で不公平感があるなというふうに感じています。

私としては、エントリー制度を進めるなら、まずその辺の報酬とか日当の部分を整理してから一律にやるべきだったのではないかなと思うのですけれども、この点どうお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

安齋委員おっしゃる部分で、現在、先ほど24人の方にもう委員に就任していただいたということで松田委員のときに説明させていただきましたけれども、確かにその状況を見てみますと、条例設置でやっているものについては余り問題はないのかなと思うのですが、要綱で設置している場合、先ほど例に挙げた行政評価の市民会議1,200円というパターンもあれば、交通費実費のみという形もありますし、謝礼自体がないというものも確かにございますので、そういった部分の整理、本来はそれをした上で進めるべきだったのではないかなという部分もあるのですけれども、今回のエントリー制度の目的が、多くの方に市民参加いただきたいという前提で行った部分もございますので、2年間の試行の中でその部分も考えていく部分なのかなというふうには認識してございます。

○安齋委員

その2年の中で改定するなりという、検討を進めると思うのですけれども、市長、今の質疑を聞いて、エントリー制度はやっているからとめられないとは思いますが、だけれども報酬の部分とか、日当の部分、明確にクリアにするとか、どういう基準を設けるとか、そういう考えはありますか。

○総務部長

実は、この件については、多分 7 年か 8 年ぐらい前だったと思うのですが、一度整理しようと思って実は取り組んだ経過がございます。ただ、そのときに、今企画政策室からお話ししているように、さまざまなケースがあって、整理しようとしたら、実は、一生懸命やったのですが、最後、整理がつかなくて、最終的にきちんとした整理がつかなかったという経緯がございます。

ただ、それからもう大分たっていますので、また改めてどんな実態になっているかということをもまずはきちんと把握をして、その上でどういう整理ができるのか考えていきたいというふうには思っております。

○安齋委員

◎補助金の算定根拠について

次に、きのう途中になってしまいました補助金の算定根拠について伺います。きのう御答弁いただきましたけれども、改めて根拠の部分と運営費から事業費に変わった部分について御説明をいただけますでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

補助金の関係でございますけれども、きのうよりも少し丁寧に御説明させていただきます。

（「きのう丁寧じゃなかったということでしょう」と呼ぶ者あり）

まず、これまで小樽市の補助金の見直しにつきましては、金額を主眼に置きまして、一律削減、そういう形での見直しはしておりましたけれども、個々の補助金の公益性だとか、必要性とか、そういう部分に着目した見直しというのは今までしてこなかったという経過がございます。そうしたことから、まずこの辺を見直すに当たっても、検証するための一定程度の原則みたいなのが必要だという形で、昨年、計上するための規則的なものとして、その見直しのための指針をつくらせていただいたところでございます。

それで、その検証するに当たっては、まず地方自治法の中で、市町村が補助をするためには公益性が必要だというのは大前提でございますので、当然のことながら、団体は公益性ある団体であることは間違いのないのですが、その公益性ある団体の支出の部分、どういうことにうちの補助金が使われているかという部分をやはりきちんと検証する必要があるということで、必要性の部分、うちの補助金が公益的なものに使われているのか、そして社会的な部分で情勢の変化に対応できているものなのか、そういうようなあたりの視点を持って取り組む必要があるというふうに考えたところでございます。

そうした中で、まず、補助金も長らく支出しておりますので、交付の根拠が不透明になっていたり既得権化する、あと場合によっては、補助金を出し続けることによって交付団体の自立性ですとか、自主的に運営していく努力を阻害するというような課題もございますので、そういうことを解決するために一定の見直しとか、検証が必要だというふうに考えたところでございます。

そうした中で、根拠をつくりましたが、例えばですけれども、その根拠が不透明な部分というところでは、団体への運営費はいろいろなことに使われている形になりますので、そこはひとつ根拠が明確になる事業費補助に移れないか、しかもその事業については公益性のある事業という形でできないものかということも昨年度は検証させていただいた、まず昨年についてはそういうのが一つの目安的なものになってつくったというところでございます。

○安齋委員

個々の部分は言いませんが、やはりその事業に事業費として算出してできますかといって問い合わせ、できないと言われて、今回は補助金が支出されなかったという団体に対してはきちんと説明しないと、何でことし切られているのだという不信感が募っているということが私にも連絡が来ていまして、これに当たっては移行して、見直して、よりよい制度にしていくというのはいいことなのですが、丁寧に説明が必要だと思うのですが、これに関してはいかがでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

財政サイドとしましては、昨年度取り組んだ見直しは、廃止ありきというところではなくて、あくまでも公益性とかに着目して、事業費補助に移れないかというのを主眼にしたところでございまして、当然うちだけで一方的に切ったという形ではなくて、各部を通して団体と十分協議していただいて、どういう活動で、どういうことがうちの狙いなのかというのを説明していただいて、十分趣旨を理解していただいた中で予算要求等々になったというふうに私どもは認識しているところでございます。

ただ、そういう中に、どうしてもそういうような御意見があるということですので、見直しにつきましては、引き続き、そういう主眼でやらせていただきますけれども、やはり市民の皆さん、団体の皆さんの御協力がなければできないことですので、その辺につきましては、市民の皆さんに不信感ですとか、不公平感の部分が生じるのではないよう、原部にも伝えながら取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○安齋委員

今はやはり市民の皆さんの協力なくして行政運営、自治体運営はできていけないと思いますので、この点を丁寧にしていただいて、一つ提案ですけれども、もしできるのであれば、その事業費が何のために必要だというのを団体からプレゼンテーションをしてもらって、そして決算としてどういうふうに使われたのだというところをきちんと報告してもらって、税金の使途がこれでよかったのか、最大の効果が上がったのかという検証もしていただきたいなと思うのですけれども、この点について見解を伺います。

○（財政）佐々木主幹

小樽市の制度の中では、建設部でやっている公募の補助金というのがございますけれども、それ以外の補助金については、そういうようなプレゼンテーションをしてという形にはなっていないというのが現状でございます。

今、既存で出している補助金全てをそれに当てはめられるかというのはございますけれども、今後、見直していく中で、そういうような制度の転換というのが必要な時期が来る場合もありますので、そういうことも参考にしながら今後の見直しについてもいろいろ検討してまいりたいと思います。

○安齋委員

◎教育予算の確保について

では次に、教育の部分で、先ほど来、佐々木委員がいろいろ不用額の点について質問していましたが、私としても毎度提案させてもらっているのは、教育費が小樽は全道各自治体の中で低いと、もっと教育費を上げてほしいと、ここ数年間上がっては来ていますが、それはハード的な、学校適配の関連で建設しているから上がっているだけで、そんなない、ソフト的な部分はなかなかまだ上がっていないという状況なのです。

ですので、学校施設とかで、ネットが壊れたままだったりとか、先ほども100%学校配当予算を使っているということがありましたので、ぜひ教育費の部分はもっと市長部局に要求して上げてもらいたいと思うのですけれども、これについて見解を伺います。

○教育長

今、安齋委員から御指摘をいただきました。これまでも、教育委員会として、職員も含めて予算の確保には一生懸命努めてまいったつもりでございます。

しかしながら、私も各学校、それから社会教育施設等々見ていく中で、安齋委員おっしゃいますようになかなか厳しい面がございます。そういう意味で、予算確保に、今お話ありましたように、ほかのまちよりも非常に低いというような御指摘もございました。そういう厳しい面も見られることは、正直言ってあるのかなというふうに思っております。そういう意味で、予算確保に向けてこれから取り組んでいく必要があると思っております。

特に、やはりこれから小樽を担っていく子供たち、それからそれを担っていくことが求められる子供たちに対する予算というのは、やはりしっかり投資をしていくということが必要になろうかと思っておりますので、きょう、

市長、副市長来ておられますので、これから教育委員ともども総合教育会議などで協議をさせていただくとともに、さまざまな機会を通じて市長にはお願いしていきたいと思っております。

○安齋委員

福井県坂井市という「住みよさランキング」連続5位以内を誇っているところがあるのですが、そこでは一番満足度が高いのは教育だといっている事例もありますので、毎年度決算を見るとずっと低いままで、何とかここを上げられないかというふうに思っておりますので、その点よろしくお願いします。

◎観光遊覧船事業について

先ほど酒井隆裕委員の質問で、高島漁港区での観光船の部分があったのですが、これは委員長から担当にお願いしたいのは、きちんと適切な資料を出していただきたいということを要求していただきたいと思います。

この10月6日現在の資料であれば、市がつくれれば、運輸局の資料だけをコピーするのではなくて、きちんとしたものが出てきたなと思いますので、その点要求したいのと、先ほど答弁の中で、係船くいだか係船柱を指示したことはないというような話を、場所の部分の話されていたと思うのですが、そもそも許可の条件のときに係船柱や係船くいをやってくださいと条件をつけているのであれば、その場所にやってくださいと言っているのではないかなと思うので、少し答弁が違うかなと思いますから、その点は整理していただきたいなと思います。

○委員長

安齋委員の御質問についてお答えをしたいと思うのですが、この場合は決算特別委員会ということで、先ほどの、今御指摘があった共産党の酒井隆裕委員の質問につきましては、若干、今年度の事業の中身が入っているというふうに私も認識しておりました。

ただ、質疑の中で、そういった流れの中で理事者も答弁をされているということで、これからの問題として、現在、状況が少しずつ変わってきておりますから、そういうことも踏まえて、所管する経済常任委員会などで、今後、取り扱いを協議していくことになろうかというふうに私は受けとめておりますので、その点については御理解をお願いしたいと思います。

○安齋委員

そのように私も認識していますが、決算特別委員会での審議の中で事実と違うことがあれば、それは訂正してもらわなければいけないので、私は平成28年度のことを質問しようと思っているのではなくて、先ほどの答弁が違うのではないかなと思っているので、質疑があったことですから、訂正があればお願いしたいというふうに思っているのです。

○（産業港湾）港湾室長

先ほどの答弁の中で、既に事業者から係船環をつけるべく申請書が出てきたと、これは間違いのないお話でございます。

ただ、もともと護岸を使用させるための許可に当たっては、御指摘のように係船環などをつけることという趣旨の条件を付しております。これは事実でございます。

ただ、今回、10月3日ですか、係船環をつけたいという申請書が出てきたわけなのですが、もともとの条件の中には、そういったものをつける際にはやはり許可なり承認ということが必要ですので、事前に港湾管理者、市と協議をなささいということと、きちんと手続を踏みなささいということも書いてございまして、その指示も何もない中で、相談もなく許可申請書を出してきたものですから、今、そしてその計算書だとか、私どもが求めたいものも何もついていないという中で、まず、それは保留になっています。

先ほどの場所を指定というお話がありましたが、その際に私どもはどこにつけるという指示は一切しておりません。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。